

(別 紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である。）。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
(注) 簿書様式は、 <u>平成29年4月1日</u> 現在の法令に基づくものである。	(注) 簿書様式は、 <u>平成28年12月20日</u> 現在の法令に基づくものである。
(第1 省略)	(第1 同左)
第2 相 続 税 関 係	第2 相 続 税 関 係
(1～13-4 省略)	(1～13-4 同左)
<u>13-4-1 同(第8の2表の付表4)</u>	<u>(新規)</u>
(13-5～60 省略)	(13-5～60 同左)
(第3 省略)	(第3 同左)
第4 譲 渡 所 得 関 係	第4 譲 渡 所 得 関 係
(1～3-2 省略)	(1～3-2 同左)
<u>3-3 買換資産等の取得期限等の延長承認申請書【特定非常災害用】</u>	<u>(新規)</u>
<u>3-4 買換資産等の取得期限等の延長承認申請に対する承認(却下)書(通知用)【特定非常災害用】</u>	<u>(新規)</u>
(4～20 省略)	(4～20 同左)
<u>20-1 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書【特定非常災害用】</u>	<u>(新規)</u>
<u>20-2 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認通知書【特定非常災害用】</u>	<u>(新規)</u>
<u>20-3 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請に係る却下通知書【特定非常災害用】</u>	<u>(新規)</u>
(21～49 省略)	(21～49 同左)
<u>50 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税及び復興特別所得税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書(通知用)</u>	<u>(新規)</u>
<u>51 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予が認められない旨の通知書(通知用)</u>	<u>(新規)</u>
<u>52 国外転出時課税制度の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書(通知用)</u>	<u>(新規)</u>
<u>53 猶予期限が確定した所得税額及び復興特別所得税額の通知書(通知用)</u>	<u>(新規)</u>

<u>54 猶予期間が満了した所得税額及び復興特別所得税額の通知書（通知用）</u> （第5～7 省略） 第8 納 税 猶 予 関 係 （1～101 省略） <u>101－1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）</u> （102～105－2 省略） <u>105－3 災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書</u> （106～120 省略） 第9 措法第40条の規定による承認申請関係 （1～5 省略） <u>5－1 同（第3表（承認特例用））</u> （6～23 省略） 24 贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの親族等に該当しないことを確認した旨の証明書 （25～37 省略） （第10～第11 省略）	<u>（新規）</u> （第5～7 同左） 第8 納 税 猶 予 関 係 （1～101 同左） <u>（新規）</u> （102～105－2 同左） <u>（新規）</u> （106～120 同左） 第9 措法第40条の規定による承認申請関係 （1～5 同左） <u>（新規）</u> （6～23 同左） 24 贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及びその親族等に該当しないことを確認した旨の証明書 （25～37 省略） （第10～第11 同左）
--	---

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第2 《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 相続税の申告書（第1表）	様式1のとおりとする。
2 同（控用）	様式2のとおりとする。
3 相続税の申告書（第1表続）	様式3のとおりとする。
4 同（控用）	様式4のとおりとする。
5 相続税の申告書（第1表の付表1）	様式5のとおりとする。
6 同（第1表の付表2）	様式6のとおりとする。
9-2 同（第4表の2）	様式7のとおりとする。
13-1 同（第8の2表）	様式8のとおりとする。
13-2 同（第8の2表の付表1）	様式9のとおりとする。
13-3 同（第8の2表の付表2）	様式10のとおりとする。
13-4 同（第8の2表の付表3）	様式11のとおりとする。
13-4-1 同（第8の2表の付表4）	様式12のとおりとする。
18-4 同（第11・11の2表の付表1別表）	様式13のとおりとする。
20-1 同（第11・11の2表の付表3の2）	様式14のとおりとする。
33 相続税の修正申告書（第1表）	様式15のとおりとする。
34 同（第1表続）	様式16のとおりとする。
37-1 同（第8の2表）	様式17のとおりとする。

第4 《譲渡所得関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
3-3 買換資産等の取得期限等の延長承認申請書【特定非常災害用】	様式18のとおりとする。
3-4 買換資産等の取得期限等の延長承認申請に対する承認（却下）書（通知用）【特定非常災害用】	様式19のとおりとする。
19 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認通知書	様式20のとおりとする。
20 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書	様式21のとおりとする。

20-1 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書【特定非常災害用】	様式22のとおりとする。
20-2 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認通知書【特定非常災害用】	様式23のとおりとする。
20-3 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請に係る却下通知書【特定非常災害用】	様式24のとおりとする。
50 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税及び復興特別所得税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書(通知用)	様式25のとおりとする。
51 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予が認められない旨の通知書(通知用)	様式26のとおりとする。
52 国外転出時課税制度の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書(通知用)	様式27のとおりとする。
53 猶予期限が確定した所得税額及び復興特別所得税額の通知書(通知用)	様式28のとおりとする。
54 猶予期間が満了した所得税額及び復興特別所得税額の通知書(通知用)	様式29のとおりとする。

第8 《納税猶予関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
83-20 「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧	様式30のとおりとする。
93 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書	様式31のとおりとする。
94 認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書	様式32のとおりとする。
95 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書	様式33のとおりとする。
97 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(死亡免除)	様式34のとおりとする。
98 認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(免除届出用)	様式35のとおりとする。
99 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)	様式36のとおりとする。
100 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(特例免除)	様式37のとおりとする。
101 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書	様式38のとおりとする。
101-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書(災害等免除)	様式39のとおりとする。
102-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書	様式40のとおりとする。
104 贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書	様式41のとおりとする。
105-3 災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書	様式42のとおりとする。

第9 《措法第40条の規定による承認申請関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様式	改正事項
5-1 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書（第3表（承認特例用））	様式43のとおりとする。
24 贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの親族等に該当しないことを確認した旨の証明書	様式44のとおりとする。

第10 《更正の請求関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様式	改正事項
1 _____税の更正の請求書	様式45のとおりとする。

改正後

改正前

相続税の申告書

FD3557

税務署長 年 月 日 提出	相続開始年月日 年 月 日	※申告期限延長日 年 月 日
○フリガナは、必ず記入してください。		
フリガナ (被相続人)	財産を取得した人	
氏 名	印	
個人番号又は法人番号	上欄の個人番号の記載に当たっては、左欄を正確とし、右欄を記入してください。	
生 年 月 日	年 月 日 (年齢 歳)	
住 所 (電 話 番 号)	〒 (- -)	
被相続人との続柄	職業	
取得 原因	該当する取得原因を○で囲みます。相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※ 整理番号		
取得財産の価額 (第1表③)	①	円
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②	円
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③	円
純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④	円
遺産分割協議に付される 贈与税額分の贈与財産価額 (第13表4⑤)	⑤	円
課税価格(④+⑤) (1,000円未満切り捨て)	⑥	円
法定相続人の数	⑦	人
遺産に係る 基礎控除額	⑧	円
相続税の総額	⑨	円
一般の場合 (⑨の場合を除く)	⑩	円
配偶者の税額軽減額 (第5表②又は③)	⑪	円
未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑫	円
障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	⑬	円
相次相続控除額 (第7表②又は③)	⑭	円
外国税額控除額 (第8表1⑤)	⑮	円
計	⑯	円
※ 引 税 額 (⑩+⑪-⑫-⑬-⑭-⑮)又は0 (赤字のときは0)	⑰	円
相続時精算課税分の 贈与税額控除額 (第11の2表②)	⑱	円
小 計(⑰-⑱-⑲) (赤字のときは100円未満切り捨て)	⑳	円
農林等納税額予税額 (第8表2⑦)	㉑	円
株式等納税額予税額 (第8表2⑧)	㉒	円
山林納税額予税額 (第8表3②)	㉓	円
医療法人持分納税額予税額 (第8表4②A)	㉔	円
申告申告期限までに 納税額 納付すべき税額 (⑳-㉑-㉒-㉓-㉔)	㉕	円
還付される税額	㉖	円
申告 氏名 印 年 月 日	代理人 氏名 印 年 月 日	確定 年 月 日
作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号		
④ 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有		

(資4-20-1-1-A4統一)第1表(平29.7)

第1表(平成29年分以降)

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖

相続税の申告書

FD3555

税務署長 年 月 日 提出	相続開始年月日 年 月 日	※申告期限延長日 年 月 日
○フリガナは、必ず記入してください。		
フリガナ (被相続人)	財産を取得した人	
氏 名	印	
個人番号又は法人番号	上欄の個人番号の記載に当たっては、左欄を正確とし、右欄を記入してください。	
生 年 月 日	年 月 日 (年齢 歳)	
住 所 (電 話 番 号)	〒 (- -)	
被相続人との続柄	職業	
取得 原因	該当する取得原因を○で囲みます。相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※ 整理番号		
取得財産の価額 (第1表③)	①	円
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②	円
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③	円
純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④	円
遺産分割協議に付される 贈与税額分の贈与財産価額 (第13表4⑤)	⑤	円
課税価格(④+⑤) (1,000円未満切り捨て)	⑥	円
法定相続人の数	⑦	人
遺産に係る 基礎控除額	⑧	円
相続税の総額	⑨	円
一般の場合 (⑨の場合を除く)	⑩	円
配偶者の税額軽減額 (第5表②又は③)	⑪	円
未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑫	円
障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	⑬	円
相次相続控除額 (第7表②又は③)	⑭	円
外国税額控除額 (第8表1⑤)	⑮	円
計	⑯	円
※ 引 税 額 (⑩+⑪-⑫-⑬-⑭-⑮)又は0 (赤字のときは0)	⑰	円
相続時精算課税分の 贈与税額控除額 (第11の2表②)	⑱	円
小 計(⑰-⑱-⑲) (赤字のときは100円未満切り捨て)	⑳	円
農林等納税額予税額 (第8表2⑦)	㉑	円
株式等納税額予税額 (第8表2⑧)	㉒	円
山林納税額予税額 (第8表3②)	㉓	円
医療法人持分納税額予税額 (第8表4②A)	㉔	円
申告申告期限までに 納税額 納付すべき税額 (⑳-㉑-㉒-㉓-㉔)	㉕	円
還付される税額	㉖	円
申告 氏名 印 年 月 日	代理人 氏名 印 年 月 日	確定 年 月 日
作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号		
④ 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有		

(資4-20-1-1-A4統一)第1表(平28.9)

第1表(平成28年分以降)

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖

改正後

改正前

相続税の申告書

税務署長 年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

フリガナ (被相続人) 氏 名

個人番号又は法人番号

生 年 月 日 年 月 日 (年齢 歳)

住 所 (電 話 番 号)

被相続人との続柄 職 業

取 得 原 因 該当する取得原由を○で囲みます。 相続・遺贈・相続時特異課税に係る贈与

※ 整理番号

取得財産の価額 (第1表③)

相続時特異課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)

債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)

純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)

純資産価額に加算される贈与税分の贈与財産価額 (第14表1④)

課税価額 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)

法定相続人の数 遺産に係る基礎控除額

相続税の総額

左の欄には、第2表の⑤欄の⑥の人数及び⑥の金額を記入します。

左の欄には、第2表の⑤欄の金額を記入します。

一般の場合 (⑥の場合を除く)

配偶者の税額軽減額 (第5表②又は③)

未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)

障害者控除額 (第6表2②、③又は④)

相次相続控除額 (第7表②又は③)

外国税額控除額 (第8表1③)

計

第⑨-⑪-⑫-⑬又は⑭又は⑮又は⑯ (赤字のときは0)

相続時特異課税分の贈与税額 (第11の2表⑥)

医療法人持分税額控除額 (第8の4表2②)

小 計 (⑮-⑯-⑰)

農林等納税額予税額 (第8表2①)

株式等納税額予税額 (第8の2表2③)

山林納税額予税額 (第8の3表2③)

医療法人持分納税額予税額 (第8の4表2A)

申告中間限までに納付すべき税額 (⑮-⑯-⑰)

還付される税額

第1表 (平成29年分以降)

⑤欄の金額が赤字となる場合は、⑤欄の左端に△を付して記入し、なお、この場合で、⑤欄の金額のつぎ欄に記入する。

相続税の申告書

税務署長 年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

フリガナ (被相続人) 氏 名

個人番号又は法人番号

生 年 月 日 年 月 日 (年齢 歳)

住 所 (電 話 番 号)

被相続人との続柄 職 業

取 得 原 因 該当する取得原由を○で囲みます。 相続・遺贈・相続時特異課税に係る贈与

※ 整理番号

取得財産の価額 (第1表③)

相続時特異課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)

債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)

純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)

純資産価額に加算される贈与税分の贈与財産価額 (第14表1④)

課税価額 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)

法定相続人の数 遺産に係る基礎控除額

相続税の総額

左の欄には、第2表の⑤欄の⑥の人数及び⑥の金額を記入します。

左の欄には、第2表の⑤欄の金額を記入します。

一般の場合 (⑥の場合を除く)

配偶者の税額軽減額 (第5表②又は③)

未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)

障害者控除額 (第6表2②、③又は④)

相次相続控除額 (第7表②又は③)

外国税額控除額 (第8表1③)

計

第⑨-⑪-⑫-⑬又は⑭又は⑮又は⑯ (赤字のときは0)

相続時特異課税分の贈与税額 (第11の2表⑥)

医療法人持分税額控除額 (第8の4表2②)

小 計 (⑮-⑯-⑰)

農林等納税額予税額 (第8表2①)

株式等納税額予税額 (第8の2表2③)

山林納税額予税額 (第8の3表2③)

医療法人持分納税額予税額 (第8の4表2A)

申告中間限までに納付すべき税額 (⑮-⑯-⑰)

還付される税額

第1表 (平成28年分以降)

⑤欄の金額が赤字となる場合は、⑤欄の左端に△を付して記入し、なお、この場合で、⑤欄の金額のつぎ欄に記入する。

改正後

改正前

相続税の申告書(続)

FD3558

○フリガナは、必ず記入してください。

※申告期限延長日		年 月 日		※申告期限延長日		年 月 日	
フリガナ		財産を取得した人		財産を取得した人		フリガナ	
氏 名	印			印			
個人番号又は法人番号							
生 年 月 日	年 月 日 (年齢 歳)			年 月 日 (年齢 歳)			
住 所	〒 (電 話 番 号)			〒 (電 話 番 号)			
被相続人との続柄	職業			職業			
取得 原 因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			
※ 整理番号							
課税価格の計算	取得財産の価額 (第1表3)			取得財産の価額 (第1表3)			
①	①			①			
②	②			②			
③	③			③			
④	④			④			
⑤	⑤			⑤			
⑥	⑥			⑥			
⑦	⑦			⑦			
⑧	⑧			⑧			
⑨	⑨			⑨			
⑩	⑩			⑩			
⑪	⑪			⑪			
⑫	⑫			⑫			
⑬	⑬			⑬			
⑭	⑭			⑭			
⑮	⑮			⑮			
⑯	⑯			⑯			
⑰	⑰			⑰			
⑱	⑱			⑱			
⑲	⑲			⑲			
⑳	㉑			㉑			
㉒	㉒			㉒			
㉓	㉓			㉓			
㉔	㉔			㉔			
㉕	㉕			㉕			
㉖	㉖			㉖			
㉗	㉗			㉗			
㉘	㉘			㉘			
㉙	㉙			㉙			
㉚	㉚			㉚			
㉛	㉛			㉛			
㉜	㉜			㉜			
㉝	㉝			㉝			
㉞	㉞			㉞			
㉟	㉟			㉟			
㊱	㊱			㊱			
㊲	㊲			㊲			
㊳	㊳			㊳			
㊴	㊴			㊴			
㊵	㊵			㊵			
㊶	㊶			㊶			
㊷	㊷			㊷			
㊸	㊸			㊸			
㊹	㊹			㊹			
㊺	㊺			㊺			
㊻	㊻			㊻			
㊼	㊼			㊼			
㊽	㊽			㊽			
㊾	㊾			㊾			
㊿	㊿			㊿			
申告 氏名	申告 年 月 日	申告 年 月 日	申告 年 月 日	申告 氏名	申告 年 月 日	申告 年 月 日	申告 年 月 日
署名	署名	署名	署名	署名	署名	署名	署名
捺印	捺印	捺印	捺印	捺印	捺印	捺印	捺印

(資4-20-2-1-A4統一)第1表(続)(平29.7)

相続税の申告書(続)

FD3556

○フリガナは、必ず記入してください。

※申告期限延長日		年 月 日		※申告期限延長日		年 月 日	
フリガナ		財産を取得した人		財産を取得した人		フリガナ	
氏 名	印			印			
個人番号又は法人番号							
生 年 月 日	年 月 日 (年齢 歳)			年 月 日 (年齢 歳)			
住 所	〒 (電 話 番 号)			〒 (電 話 番 号)			
被相続人との続柄	職業			職業			
取得 原 因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			
※ 整理番号							
課税価格の計算	取得財産の価額 (第1表3)			取得財産の価額 (第1表3)			
①	①			①			
②	②			②			
③	③			③			
④	④			④			
⑤	⑤			⑤			
⑥	⑥			⑥			
⑦	⑦			⑦			
⑧	⑧			⑧			
⑨	⑨			⑨			
⑩	⑩			⑩			
⑪	⑪			⑪			
⑫	⑫			⑫			
⑬	⑬			⑬			
⑭	⑭			⑭			
⑮	⑮			⑮			
⑯	⑯			⑯			
⑰	⑰			⑰			
⑱	⑱			⑱			
⑲	⑲			⑲			
⑳	㉑			㉑			
㉒	㉒			㉒			
㉓	㉓			㉓			
㉔	㉔			㉔			
㉕	㉕			㉕			
㉖	㉖			㉖			
㉗	㉗			㉗			
㉘	㉘			㉘			
㉙	㉙			㉙			
㉚	㉚			㉚			
㉛	㉛			㉛			
㉜	㉜			㉜			
㉝	㉝			㉝			
㉞	㉞			㉞			
㉟	㉟			㉟			
㊱	㊱			㊱			
㊲	㊲			㊲			
㊳	㊳			㊳			
㊴	㊴			㊴			
㊵	㊵			㊵			
㊶	㊶			㊶			
㊷	㊷			㊷			
㊸	㊸			㊸			
㊹	㊹			㊹			
㊺	㊺			㊺			
㊻	㊻			㊻			
㊼	㊼			㊼			
㊽	㊽			㊽			
㊾	㊾			㊾			
㊿	㊿			㊿			
申告 氏名	申告 年 月 日	申告 年 月 日	申告 年 月 日	申告 氏名	申告 年 月 日	申告 年 月 日	申告 年 月 日
署名	署名	署名	署名	署名	署名	署名	署名
捺印	捺印	捺印	捺印	捺印	捺印	捺印	捺印

(資4-20-2-1-A4統一)第1表(続)(平28.7)

改正後

改正前

相続税の申告書(続)

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		財産を取得した人		財産を取得した人	
氏名	印	氏名	印	氏名	印
個人番号又は法人番号	※控用には個人番号の記入は不要です		※控用には個人番号の記入は不要です		
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	
住所 (電話番号)	(- -)	(- -)	(- -)	(- -)	
被相続人との続柄	職業	職業	職業	職業	
取得原因	相続・遺贈・相対時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相対時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相対時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相対時精算課税に係る贈与	
※整理番号					
取得財産の価額 (第11表③)	①				
相対時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②				
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③				
純資産価額(D)+②-③ (赤字のときは0)	④				
純資産価額に加算される 潜在課税分の贈与財産価額 (第14表3⑦)	⑤				
課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥				
法定相続人の数	遺産に係る 基礎控除額				
相続税の総額	⑦				
一般の場合 (⑦の場合を除く)	⑧				
農地等納税 特例の適用 (第12表) を受ける場合	⑨				
相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額 (第15表1⑤)	⑩				
各人の算出税額の計算					
暦年課税分の 贈与税額控除額 (第3表2A)	⑫				
配偶者の税額軽減額 (第5表②又は③)	⑬				
未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑭				
障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	⑮				
控相次相続控除額 (第7表③又は④)	⑯				
外国税額控除額 (第8表1⑤)	⑰				
計	⑱				
※⑬+⑭-⑯+⑰+⑱又は⑬+⑭-⑱ (赤字のときは0)	⑲				
相続時精算課税分の 贈与税額控除額 (第11の2表⑧)	⑳				
医療法人持分税額控除額 (第8の4表2A)	㉑				
小計(⑲-⑳-㉑) (赤字のときは100円未満切捨て)	㉒				
農地等納税額予税額 (第8表2②)	㉓				
株式等納税額予税額 (第8の2表2②)	㉔				
山林納税額予税額 (第8の3表2②)	㉕				
医療法人持分納税額予税額 (第8の4表2A)	㉖				
申告申告期限までに 納税額 納付すべき税額 (②⑨-㉖)	㉗				
還付される税額	㉘				

第1表(続) (平成29年分以降)

②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付して記入しなさい。なお、この場合で、②欄の金額のつぎに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑧)があるときは、②欄の金額については、相続税の申告のしかたを参照して記入しなさい。

相続税の申告書(続)

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		財産を取得した人		財産を取得した人	
氏名	印	氏名	印	氏名	印
個人番号又は法人番号	※控用には個人番号の記載は不要です		※控用には個人番号の記載は不要です		
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	
住所 (電話番号)	(- -)	(- -)	(- -)	(- -)	
被相続人との続柄	職業	職業	職業	職業	
取得原因	相続・遺贈・相対時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相対時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相対時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相対時精算課税に係る贈与	
※整理番号					
取得財産の価額 (第11表③)	①				
相対時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②				
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③				
純資産価額(D)+②-③ (赤字のときは0)	④				
純資産価額に加算される 潜在課税分の贈与財産価額 (第14表3⑦)	⑤				
課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥				
法定相続人の数	遺産に係る 基礎控除額				
相続税の総額	⑦				
一般の場合 (⑦の場合を除く)	⑧				
農地等納税 特例の適用 (第12表) を受ける場合	⑨				
相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額 (第15表1⑤)	⑩				
各人の算出税額の計算					
暦年課税分の 贈与税額控除額 (第3表2A)	⑫				
配偶者の税額軽減額 (第5表②又は③)	⑬				
未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑭				
障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	⑮				
控相次相続控除額 (第7表③又は④)	⑯				
外国税額控除額 (第8表1⑤)	⑰				
計	⑱				
※⑬+⑭-⑯+⑰+⑱又は⑬+⑭-⑱ (赤字のときは0)	⑲				
相続時精算課税分の 贈与税額控除額 (第11の2表⑧)	⑳				
医療法人持分税額控除額 (第8の4表2A)	㉑				
小計(⑲-⑳-㉑) (赤字のときは100円未満切捨て)	㉒				
農地等納税額予税額 (第8表2②)	㉓				
株式等納税額予税額 (第8の2表2②)	㉔				
山林納税額予税額 (第8の3表2②)	㉕				
医療法人持分納税額予税額 (第8の4表2A)	㉖				
申告申告期限までに 納税額 納付すべき税額 (②⑨-㉖)	㉗				
還付される税額	㉘				

第1表(続) (平成28年分以降)

②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付して記入しなさい。なお、この場合で、②欄の金額のつぎに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑧)があるときは、②欄の金額については、相続税の申告のしかたを参照して記入しなさい。

改正後

改正前

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

被相続人

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等

住所	フリガナ	相続開始年月日	平成 年 月 日
	氏名		

2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額

納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	円
還付される税額 (相続税の申告書第1表の③の金額)	△ 円

3 相続人等の代表者の指定
(相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。)

相続人等の代表者の氏名

4 限定承認の有無

(相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)

限定承認

5 相続人等に関する事項	(1) 住所	〒	〒	〒	〒	
	(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	
	(3) 個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。	
	(4) 職業及び被相続人との続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄	
	(5) 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	
	(6) 電話番号					
	(7) 承継割合 ・ ・ ・ ・ ・ B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定	
	(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円	
	(9) 各人の (8) の合計	円				
	(10) (8) の (9) に対する割合 [(8) / (9)]					
6 税額	A × B	納付すべき税額 (各人の 100 円未満切捨て)	00円	00円	00円	00円
		還付される税額	△ 円	△ 円	△ 円	△ 円

整理番号	0	0	0	0
番号確認				
身元確認				

第1表の付表1 (平29.7) (第4～20～1～2～A4縦～)

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

被相続人

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等

住所	フリガナ	相続開始年月日	平成 年 月 日
	氏名		

2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額

納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	円
還付される税額 (相続税の申告書第1表の③の金額)	△ 円

3 相続人等の代表者の指定
(相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。)

相続人等の代表者の氏名

4 限定承認の有無

(相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)

限定承認

5 相続人等に関する事項	(1) 住所	〒	〒	〒	〒	
	(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	
	(3) 個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。	
	(4) 職業及び被相続人との続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄	
	(5) 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	
	(6) 電話番号					
	(7) 承継割合 ・ ・ ・ ・ ・ B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定	
	(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円	
	(9) 各人の (8) の合計	円				
	(10) (8) の (9) に対する割合 [(8) / (9)]					
6 税額	A × B	納付すべき税額 (各人の 100 円未満切捨て)	00円	00円	00円	00円
		還付される税額	△ 円	△ 円	△ 円	△ 円

整理番号	0	0	0	0
番号確認				
身元確認				

第1表の付表1 (平29.7) (第4～20～1～2～A4縦～)

改正後

書きかた等

《使用目的等》

- この第1表の付表1は、表面の①から③までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。
- この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

- 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
- なお、《使用目的等》の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
- 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
 - 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《第1表の付表1の書きかた》

- 「1 死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
- 「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
死亡した人の申告書第1表の⑤欄（還付になる場合には⑤欄）の金額を転記してください。
- 「5 相続人等に関する事項」
共同で申告するかどうにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
 - 「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
 - 「氏名」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
 - 「個人番号又は法人番号」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
なお、この第1表の付表1の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
 - 「承継割合・・・■」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被相続人に	子がいる場合	配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

（注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（7）承継割合・・・■」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 「6 税額」欄
この欄には、「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5（7）承継割合・・・■」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

（平29.7）

改正前

書きかた等

《使用目的等》

- この第1表の付表1は、表面の①から③までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。
- この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

- 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
- なお、《使用目的等》の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
- 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
 - 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《第1表の付表1の書きかた》

- 「1 死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
- 「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
死亡した人の申告書第1表の⑤欄（還付になる場合には⑤欄）の金額を転記してください。
- 「5 相続人等に関する事項」
共同で申告するかどうにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
 - 「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
 - 「氏名」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
 - 「個人番号又は法人番号」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
なお、この第1表の付表1の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
 - 「承継割合・・・■」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被相続人に	子がいる場合	配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がいらない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

（注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（7）承継割合・・・■」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 「6 税額」欄
この欄には、「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5（7）承継割合・・・■」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

（平28.7）

改正後

還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額②」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を該当する項目に記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 出張所 本所・支所			
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 出張所 本所・支所			
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 出張所 本所・支所			
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 出張所 本所・支所			
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

第1表の付表2（平29.7）

（資4-20-1-3-A4統一）

第1表の付表2

平成26年分以降用

改正前

還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額②」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を該当する項目に記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 出張所 本所・支所			
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 出張所 本所・支所			
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 出張所 本所・支所			
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 出張所 本所・支所			
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

第1表の付表2（平27.7）

（資4-20-1-3-A4統一）

第1表の付表2

平成26年分以降用

還付される税額の受取場所の書き方

還付申告（※1）の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって記入してください。

なお、**還付金の受取りには預貯金口座（相続時精算課税適用者等（※2）ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。**

※1 還付申告とは、申告書第1表のその他の「還付される税額」欄又は第1表の付表1の6のその他の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。

※2 相続時精算課税適用者等とは、相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。

《記載例》

○銀行等の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		○ ○		銀行 金庫・組合 農協・漁協	△ △	△ △					本店・支店 出張所 本所・支所	
		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号	×	×	×	×	×	×
氏名		その他 ()										
ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合						郵便局等の口座番号（7桁以内）						
記号番号 (7～13桁)						郵便局名等						

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けてください。

口座番号欄には、**口座番号のみ**を左詰めで書いてください。

※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

○ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協		△ △	△ △					本店・支店 出張所 本所・支所		
		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
氏名		その他 ()										
ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合						郵便局等の窓口での受取りの場合						
記号番号 (7～13桁)						1 × × × 0 - × × × × × × × 1						
						記号部分(5桁) 番号部分(2～8桁)						

貯金総合口座の**記号番号**のみを書いてください。

○ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協		△ △	△ △					本店・支店 出張所 本所・支所		
		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
氏名		その他 ()										
ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合						郵便局等の窓口での受取りの場合						
記号番号 (7～13桁)						ゆうちょ銀行□□支店 又は ○○郵便局						

受取りに利用される**郵便局名等**を書いてください。

還付される税額の受取場所の書き方

還付申告（※1）の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって記入してください。

なお、**還付金の受取りには預貯金口座（相続時精算課税適用者等（※2）ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。**

※1 還付申告とは、申告書第1表のその他の「還付される税額」欄又は第1表の付表1の6のその他の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。

※2 相続時精算課税適用者等とは、相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。

《記載例》

○銀行等の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協		△ △	△ △					本店・支店 出張所 本所・支所		
		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号	×	×	×	×	×	×
氏名		その他 ()										
ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合						郵便局等の口座番号（7桁以内）						
記号番号 (7～13桁)						郵便局名等						

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けてください。

口座番号欄には、**口座番号のみ**を左詰めで書いてください。

※ インターネット専業銀行については、特定の銀行を除いて還付金の振込みはできませんので、振込みの可否については取りしている銀行にお問い合わせください。

○ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協		△ △	△ △					本店・支店 出張所 本所・支所		
		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
氏名		その他 ()										
ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合						郵便局等の窓口での受取りの場合						
記号番号 (7～13桁)						1 × × × 0 - × × × × × × × 1						
						記号部分(5桁) 番号部分(2～8桁)						

貯金総合口座の**記号番号**のみを書いてください。

○ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協		△ △	△ △					本店・支店 出張所 本所・支所		
		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
氏名		その他 ()										
ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合						郵便局等の窓口での受取りの場合						
記号番号 (7～13桁)						ゆうちょ銀行□□支店 又は ○○郵便局						

受取りに利用される**郵便局名等**を書いてください。

改正後

改正前

暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

この表は、第14条の「1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細」欄に記入した財産のうち相続税の課税価格に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。				
控除を受ける人の氏名				
贈与税の申告書の提出先		税務署	税務署	税務署
被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定を受ける財産（特例贈与財産）を取得した場合				
相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	①	円	円	円
①のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	②			
その年分の暦年課税分の贈与税額（裏面の「2」参照）	③			
控除を受ける贈与税額（特例贈与財産分） ③×②÷①	④			
被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定を受けない財産（一般贈与財産）を取得した場合				
相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	⑤	円	円	円
⑤のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑥			
その年分の暦年課税分の贈与税額（裏面の「3」参照）	⑦			
控除を受ける贈与税額（一般贈与財産分） ⑦×⑥÷⑤	⑧			
贈与税の申告書の提出先		税務署	税務署	税務署
被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定を受ける財産（特例贈与財産）を取得した場合				
相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	⑨	円	円	円
⑨のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑩			
その年分の暦年課税分の贈与税額（裏面の「4」参照）	⑪			
控除を受ける贈与税額（特例贈与財産分） ⑪×⑩÷⑨	⑫			
被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定を受けない財産（一般贈与財産）を取得した場合				
相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	⑬	円	円	円
⑬のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑭			
その年分の暦年課税分の贈与税額（裏面の「5」参照）	⑮			
控除を受ける贈与税額（一般贈与財産分） ⑮×⑭÷⑬	⑯			
贈与税の申告書の提出先		税務署	税務署	税務署
相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	⑰	円	円	円
⑰のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑱			
その年分の暦年課税分の贈与税額	⑲	00	00	00
控除を受ける贈与税額 ⑲×⑱÷⑰	⑳			
暦年課税分の贈与税額控除額計 ①+⑤+⑨+⑬+⑰	A	円	円	円

（注）各人のA欄の金額を第1表のその人の「暦年課税分の贈与税額控除額①」欄に転記します。

第4表の2（平29.7）

（資4 -20-5-3 -A4 統一）

暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

この表は、第14条の「1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細」欄に記入した財産のうち相続税の課税価格に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。				
控除を受ける人の氏名				
贈与税の申告書の提出先		税務署	税務署	税務署
被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定を受ける財産（特例贈与財産）を取得した場合				
相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	①	円	円	円
①のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	②			
その年分の暦年課税分の贈与税額（裏面の「2」参照）	③			
控除を受ける贈与税額（特例贈与財産分） ③×②÷①	④			
被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定を受けない財産（一般贈与財産）を取得した場合				
相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	⑤	円	円	円
⑤のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑥			
その年分の暦年課税分の贈与税額（裏面の「3」参照）	⑦			
控除を受ける贈与税額（一般贈与財産分） ⑦×⑥÷⑤	⑧			
贈与税の申告書の提出先		税務署	税務署	税務署
相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	⑨	円	円	円
⑨のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑩			
その年分の暦年課税分の贈与税額	⑪	00	00	00
控除を受ける贈与税額 ⑪×⑩÷⑨	⑫			
贈与税の申告書の提出先		税務署	税務署	税務署
相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	⑬			
⑬のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑭			
その年分の暦年課税分の贈与税額	⑮	00	00	00
控除を受ける贈与税額 ⑮×⑭÷⑬	⑯			
暦年課税分の贈与税額控除額計 ④+⑧+⑫+⑯	⑰	円	円	円

（注）各人の⑰欄の金額を第1表のその人の「暦年課税分の贈与税額控除額①」欄に転記します。

第4表の2（平28.7）

（資4 -20- 5 - 3 -A4 統一）

第4表の2（平成29年分用）

第4表の2（平成28年分用）

改 正 後	改 正 前
【記入に当たっての留意事項】 この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。 1 この表における「特例贈与財産」とは、租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産を、「一般贈与財産」とは、同項の規定の適用を受けない財産をいいます。 2 「その年分の暦年課税分の贈与税額③」の金額は、平成28年中に贈与により取得した財産が「特例贈与財産」のみである場合には、平成28年分の暦年課税分の贈与税額となります。 ただし、同年中に「特例贈与財産」と「一般贈与財産」の両方を贈与により取得し、租税特別措置法第70条の2の5第3項の規定の適用を受け贈与税額を計算している場合には、「その年分の暦年課税分の贈与税額③」の金額は、同項第1号に掲げる金額となります（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）。 3 「その年分の暦年課税分の贈与税額⑦」の金額は、平成28年中に贈与により取得した財産が「一般贈与財産」のみである場合には、平成28年分の暦年課税分の贈与税額となります。 ただし、同年中に「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方を贈与により取得し、租税特別措置法第70条の2の5第3項の規定の適用を受け贈与税額を計算している場合には、「その年分の暦年課税分の贈与税額⑦」の金額は、同項第2号に掲げる金額となります（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）。 4 「その年分の暦年課税分の贈与税額⑪」の金額は、平成27年中に贈与により取得した財産が「特例贈与財産」のみである場合には、平成27年分の暦年課税分の贈与税額となります。 ただし、同年中に「特例贈与財産」と「一般贈与財産」の両方を贈与により取得し、租税特別措置法第70条の2の5第3項の規定の適用を受け贈与税額を計算している場合には、「その年分の暦年課税分の贈与税額⑪」の金額は、同項第1号に掲げる金額となります（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）。 5 「その年分の暦年課税分の贈与税額⑮」の金額は、平成27年中に贈与により取得した財産が「一般贈与財産」のみである場合には、平成27年分の暦年課税分の贈与税額となります。 ただし、同年中に「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方を贈与により取得し、租税特別措置法第70条の2の5第3項の規定の適用を受け贈与税額を計算している場合には、「その年分の暦年課税分の贈与税額⑮」の金額は、同項第2号に掲げる金額となります（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）。	【記入に当たっての留意事項】 この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。 1 この表における「特例贈与財産」とは、租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産を、「一般贈与財産」とは、同項の規定の適用を受けない財産をいいます。 2 「その年分の暦年課税分の贈与税額③」の金額は、平成27年中に贈与により取得した財産が「特例贈与財産」のみである場合には、平成27年分の暦年課税分の贈与税額となります。 ただし、同年中に「特例贈与財産」と「一般贈与財産」の両方を贈与により取得し、租税特別措置法第70条の2の5第3項の規定の適用を受け贈与税額を計算している場合には、「その年分の暦年課税分の贈与税額③」の金額は、同項第1号に掲げる金額となります（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）。 3 「その年分の暦年課税分の贈与税額⑦」の金額は、平成27年中に贈与により取得した財産が「一般贈与財産」のみである場合には、平成27年分の暦年課税分の贈与税額となります。 ただし、同年中に「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方を贈与により取得し、租税特別措置法第70条の2の5第3項の規定の適用を受け贈与税額を計算している場合には、「その年分の暦年課税分の贈与税額⑦」の金額は、同項第2号に掲げる金額となります（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）。

改正後

改正前

株式等納税猶予税額の計算書

この計算書は、経営承継相続人等又は経営相続承認受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予の特例に係る納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。
(注) 経営承継相続人等及び経営相続承認受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2表）において「経営承継人」と表記しています。

私は、第8の2表の付表1・付表2の「2 特例非上場株式等の明細」又は第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式（出資）のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項、同法第70条の7の4第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第2項又は第7項）の適用を受けず。

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

① この計算書の経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額	円
② この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（第1表のその他の③欄の金額）	
③ この計算書の経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（この計算書の経営承継人の第1表の①②③）（又は第3表の①欄）の金額	
④ 控除未済債務額（①②③）の金額（赤字の場合は0）	
⑤ 特定価額（①④⑤）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	, 000
⑥ 特定価額の20％に相当する金額（⑤×20％）（1,000円未満切捨て）	, 000
⑦ この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の経営承継人以外の者の第1表の⑥欄（又は第3表の⑥欄）の金額の合計）	, 000
⑧ 基礎控除額（第2表の③欄の金額）	, 000, 000
⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤⑥⑦⑧）	, 000
⑩ 特定価額の20％に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥⑦⑧⑩）	, 000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20％に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		③法定相続分に応ずる取得金額 （③×③）	④相続税の総額の基礎となる税額 （第2表の「速算表」で計算します。）	⑤法定相続分に応ずる取得金額 （⑤×③）	⑥相続税の総額の基礎となる税額 （第2表の「速算表」で計算します。）
		円	円	円	円
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
法定相続分の合計	1	③④相続税の総額（③④の合計額）	00	⑤⑥相続税の総額（⑤⑥の合計額）	00

(注) 1 ③欄の「第1表の①②③」の金額は、経営承継人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。また、④欄の「第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑥欄」の金額となります。
2 ①及び③欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 株式等納税猶予税額の計算

①（経営承継人の第1表の⑤⑥⑦⑧）の金額	円
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑤×1の⑥／1の⑥⑦⑧）	
③ 特定価額に基づく相続税の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20％）	
a（②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿㏰㏱㏲㏳㏴㏵㏶㏷㏸㏹㏺㏻㏼㏽㏾㏿㐀㐁㐂㐃㐄㐅㐆㐇㐈㐉㐊㐋㐌㐍㐎㐏㐐㐑㐒㐓㐔㐕㐖㐗㐘㐙㐚㐛㐜㐝㐞㐟㐠㐡㐢㐣㐤㐥㐦㐧㐨㐩㐪㐫㐬㐭㐮㐯㐰㐱㐲㐳㐴㐵㐶㐷㐸㐹㐺㐻㐼㐽㐾㐿㑀㑁㑂㑃㑄㑅㑆㑇㑈㑉㑊㑋㑌㑍㑎㑏㑐㑑㑒㑓㑔㑕㑖㑗㑘㑙㑚㑛㑜㑝㑞㑟㑠㑡㑢㑣㑤㑥㑦㑧㑨㑩㑪㑫㑬㑭㑮㑯㑰㑱㑲㑳㑴㑵㑶㑷㑸㑹㑺㑻㑼㑽㑾㑿㒀㒁㒂㒃㒄㒅㒆㒇㒈㒉㒊㒋㒌㒍㒎㒏㒐㒑㒒㒓㒔㒕㒖㒗㒘㒙㒚㒛㒜㒝㒞㒟㒠㒡㒢㒣㒤㒥㒦㒧㒨㒩㒪㒫㒬㒭㒮㒯㒰㒱㒲㒳㒴㒵㒶㒷㒸㒹㒺㒻㒼㒽㒾㒿㓀㓁㓂㓃㓄㓅㓆㓇㓈㓉㓊㓋㓌㓍㓎㓏㓐㓑㓒㓓㓔㓕㓖㓗㓘㓙㓚㓛㓜㓝㓞㓟㓠㓡㓢㓣㓤㓥㓦㓧㓨㓩㓪㓫㓬㓭㓮㓯㓰㓱㓲㓳㓴㓵㓶㓷㓸㓹㓺㓻㓼㓽㓾㓿㔀㔁㔂㔃㔄㔅㔆㔇㔈㔉㔊㔋㔌㔍㔎㔏㔐㔑㔒㔓㔔㔕㔖㔗㔘㔙㔚㔛㔜㔝㔞㔟㔠㔡㔢㔣㔤㔥㔦㔧㔨㔩㔪㔫㔬㔭㔮㔯㔰㔱㔲㔳㔴㔵㔶㔷㔸㔹㔺㔻㔼㔽㔾㔿㕀㕁㕂㕃㕄㕅㕆㕇㕈㕉㕊㕋㕌㕍㕎㕏㕐㕑㕒㕓㕔㕕㕖㕗㕘㕙㕚㕛㕜㕝㕞㕟㕠㕡㕢㕣㕤㕥㕦㕧㕨㕩㕪㕫㕬㕭㕮㕯㕰㕱㕲㕳㕴㕵㕶㕷㕸㕹㕺㕻㕼㕽㕾㕿㖀㖁㖂㖃㖄㖅㖆㖇㖈㖉㖊㖋㖌㖍㖎㖏㖐㖑㖒㖓㖔㖕㖖㖗㖘㖙㖚㖛㖜㖝㖞㖟㖠㖡㖢㖣㖤㖥㖦㖧㖨㖩㖪㖫㖬㖭㖮㖯㖰㖱㖲㖳㖴㖵㖶㖷㖸㖹㖺㖻㖼㖽㖾㖿㗀㗁㗂㗃㗄㗅㗆㗇㗈㗉㗊㗋㗌㗍㗎㗏㗐㗑㗒㗓㗔㗕㗖㗗㗘㗙㗚㗛㗜㗝㗞㗟㗠㗡㗢㗣㗤㗥㗦㗧㗨㗩㗪㗫㗬㗭㗮㗯㗰㗱㗲㗳㗴㗵㗶㗷㗸㗹㗺㗻㗼㗽㗾㗿㘀㘁㘂㘃㘄㘅㘆㘇㘈㘉㘊㘋㘌㘍㘎㘏㘐㘑㘒㘓㘔㘕㘖㘗㘘㘙㘚㘛㘜㘝㘞㘟㘠㘡㘢㘣㘤㘥㘦㘧㘨㘩㘪㘫㘬㘭㘮㘯㘰㘱㘲㘳㘴㘵㘶㘷㘸㘹㘺㘻㘼㘽㘾㘿㙀㙁㙂㙃㙄㙅㙆㙇㙈㙉㙊㙋㙌㙍㙎㙏㙐㙑㙒㙓㙔㙕㙖㙗㙘㙙㙚㙛㙜㙝㙞㙟㙠㙡㙢㙣㙤㙥㙦㙧㙨㙩㙪㙫㙬㙭㙮㙯㙰㙱㙲㙳㙴㙵㙶㙷㙸㙹㙺㙻㙼㙽㙾㙿㚀㚁㚂㚃㚄㚅㚆㚇㚈㚉㚊㚋㚌㚍㚎㚏㚐㚑㚒㚓㚔㚕㚖㚗㚘㚙㚚㚛㚜㚝㚞㚟㚠㚡㚢㚣㚤㚥㚦㚧㚨㚩㚪㚫㚬㚭㚮㚯㚰㚱㚲㚳㚴㚵㚶㚷㚸㚹㚺㚻㚼㚽㚾㚿㜀㜁㜂㜃㜄㜅㜆㜇㜈㜉㜊㜋㜌㜍㜎㜏㜐㜑㜒㜓㜔㜕㜖㜗㜘㜙㜚㜛㜜㜝㜞㜟㜠㜡㜢㜣㜤㜥㜦㜧㜨㜩㜪㜫㜬㜭㜮㜯㜰㜱㜲㜳㜴㜵㜶㜷㜸㜹㜺㜻㜼㜽㜾㜿㝀㝁㝂㝃㝄㝅㝆㝇㝈㝉㝊㝋㝌㝍㝎㝏㝐㝑㝒㝓㝔㝕㝖㝗㝘㝙㝚㝛㝜㝝㝞㝟㝠㝡㝢㝣㝤㝥㝦㝧㝨㝩㝪㝫㝬㝭㝮㝯㝰㝱㝲㝳㝴㝵㝶㝷㝸㝹㝺㝻㝼㝽㝾㝿㞀㞁㞂㞃㞄㞅㞆㞇㞈㞉㞊㞋㞌㞍㞎㞏㞐㞑㞒㞓㞔㞕㞖㞗㞘㞙㞚㞛㞜㞝㞞㞟㞠㞡㞢㞣㞤㞥㞦㞧㞨㞩㞪㞫㞬㞭㞮㞯㞰㞱㞲㞳㞴㞵㞶㞷㞸㞹㞺㞻㞼㞽㞾㞿㟀㟁㟂㟃㟄㟅㟆㟇㟈㟉㟊㟋㟌㟍㟎㟏㟐㟑㟒㟓㟔㟕㟖㟗㟘㟙㟚㟛㟜㟝㟞㟟㟠㟡㟢㟣㟤㟥㟦㟧㟨㟩㟪㟫㟬㟭㟮㟯㟰㟱㟲㟳㟴㟵㟶㟷㟸㟹㟺㟻㟼㟽㟾㟿㠀㠁㠂㠃㠄㠅㠆㠇㠈㠉㠊㠋㠌㠍㠎㠏㠐㠑㠒㠓㠔㠕㠖㠗㠘㠙㠚㠛㠜㠝㠞㠟㠠㠡㠢㠣㠤㠥㠦㠧㠨㠩㠪㠫㠬㠭㠮㠯㠰㠱㠲㠳㠴㠵㠶㠷㠸㠹㠺㠻㠼㠽㠾㠿㡀㡁㡂㡃㡄㡅㡆㡇㡈㡉㡊㡋㡌㡍㡎㡏㡐㡑㡒㡓㡔㡕㡖㡗㡘㡙㡚㡛㡜㡝㡞㡟㡠㡡㡢㡣㡤㡥㡦㡧㡨㡩㡪㡫㡬㡭㡮㡯㡰㡱㡲㡳㡴㡵㡶㡷㡸㡹㡺㡻㡼㡽㡾㡿㢀㢁㢂㢃㢄㢅㢆㢇㢈㢉㢊㢋㢌㢍㢎㢏㢐㢑㢒㢓㢔㢕㢖㢗㢘㢙㢚㢛㢜㢝㢞㢟㢠㢡㢢㢣㢤㢥㢦㢧㢨㢩㢪㢫㢬㢭㢮㢯㢰㢱㢲㢳㢴㢵㢶㢷㢸㢹㢺㢻㢼㢽㢾㢿㣀㣁㣂㣃㣄㣅㣆㣇㣈㣉㣊㣋㣌㣍㣎㣏㣐㣑㣒㣓㣔㣕㣖㣗㣘㣙㣚㣛㣜㣝㣞㣟㣠㣡㣢㣣㣤㣥㣦㣧㣨㣩㣪㣫㣬㣭㣮㣯㣰㣱㣲㣳㣴㣵㣶㣷㣸㣹㣺㣻㣼㣽㣾㣿㤀㤁㤂㤃㤄㤅㤆㤇㤈㤉㤊㤋㤌㤍㤎㤏㤐㤑㤒㤓㤔㤕㤖㤗㤘㤙㤚㤛㤜㤝㤞㤟㤠㤡㤢㤣㤤㤥㤦㤧㤨㤩㤪㤫㤬㤭㤮㤯㤰㤱㤲㤳㤴㤵㤶㤷㤸㤹㤺㤻㤼㤽㤾㤿㥀㥁㥂㥃㥄㥅㥆㥇㥈㥉㥊㥋㥌㥍㥎㥏㥐㥑㥒㥓㥔㥕㥖㥗㥘㥙㥚㥛㥜㥝㥞㥟㥠㥡㥢㥣㥤㥥㥦㥧㥨㥩㥪㥫㥬㥭㥮㥯㥰㥱㥲㥳㥴㥵㥶㥷㥸㥹㥺㥻㥼㥽㥾㥿㦀㦁㦂㦃㦄㦅㦆㦇㦈㦉㦊㦋㦌㦍㦎㦏㦐㦑㦒㦓㦔㦕㦖㦗㦘㦙㦚㦛㦜㦝㦞㦟㦠㦡㦢㦣㦤㦥㦦㦧㦨㦩㦪㦫㦬㦭㦮㦯㦰㦱㦲㦳㦴㦵㦶㦷㦸㦹㦺㦻㦼㦽㦾㦿㧀㧁㧂㧃㧄㧅㧆㧇㧈㧉㧊㧋㧌㧍㧎㧏㧐㧑㧒㧓㧔㧕㧖㧗㧘㧙㧚㧛㧜㧝㧞㧟㧠㧡㧢㧣㧤㧥㧦㧧㧨㧩㧪㧫㧬㧭㧮㧯㧰㧱㧲㧳㧴㧵㧶㧷㧸㧹㧺㧻㧼㧽㧾㧿㨀㨁㨂㨃㨄㨅㨆㨇㨈㨉㨊㨋㨌㨍㨎㨏㨐㨑㨒㨓㨔㨕㨖㨗㨘㨙㨚㨛㨜㨝㨞㨟㨠㨡㨢㨣㨤㨥㨦㨧㨨㨩㨪㨫㨬㨭㨮㨯㨰㨱㨲㨳㨴㨵㨶㨷㨸㨹㨺㨻㨼㨽㨾㨿㩀㩁㩂㩃㩄㩅㩆㩇㩈㩉㩊㩋㩌㩍㩎㩏㩐㩑㩒㩓㩔㩕㩖㩗㩘㩙㩚㩛㩜㩝㩞㩟㩠㩡㩢㩣㩤㩥㩦㩧㩨㩩㩪㩫㩬㩭㩮㩯㩰㩱㩲㩳㩴㩵㩶㩷㩸㩹㩺㩻㩼㩽㩾㩿㪀㪁㪂㪃㪄㪅㪆㪇㪈㪉㪊㪋㪌㪍㪎㪏㪐㪑㪒㪓㪔㪕㪖㪗㪘㪙㪚㪛㪜㪝㪞㪟㪠㪡㪢㪣㪤㪥㪦㪧㪨㪩㪪㪫㪬㪭㪮㪯㪰㪱㪲㪳㪴㪵㪶㪷㪸㪹㪺㪻㪼㪽㪾㪿㫀㫁㫂㫃㫄㫅㫆㫇㫈㫉㫊㫋㫌㫍㫎㫏㫐㫑㫒㫓㫔㫕㫖㫗㫘㫙㫚㫛㫜㫝㫞㫟㫠㫡㫢㫣㫤㫥㫦㫧㫨㫩㫪㫫㫬㫭㫮㫯㫰㫱㫲㫳㫴㫵㫶㫷㫸㫹㫺㫻㫼㫽㫾㫿㬀㬁㬂㬃㬄㬅㬆㬇㬈㬉㬊㬋㬌㬍㬎㬏㬐㬑㬒㬓㬔㬕㬖㬗㬘㬙㬚㬛㬜㬝㬞㬟㬠㬡㬢㬣㬤㬥㬦㬧㬨㬩㬪㬫㬬㬭㬮㬯㬰㬱㬲㬳㬴㬵㬶㬷㬸㬹㬺㬻㬼㬽㬾㬿㭀㭁㭂㭃㭄㭅㭆㭇㭈㭉㭊㭋㭌㭍㭎㭏㭐㭑㭒㭓㭔㭕㭖㭗㭘㭙㭚㭛㭜㭝㭞㭟㭠㭡㭢㭣㭤㭥㭦㭧㭨㭩㭪㭫㭬㭭㭮㭯㭰㭱㭲㭳㭴㭵㭶㭷㭸㭹㭺㭻㭼㭽㭾㭿㮀㮁㮂㮃㮄㮅㮆㮇㮈㮉㮊㮋㮌㮍㮎㮏㮐㮑㮒㮓㮔㮕㮖㮗㮘㮙㮚㮛㮜㮝㮞㮟㮠㮡㮢㮣㮤㮥㮦㮧㮨㮩㮪㮫㮬㮭㮮㮯㮰㮱㮲㮳㮴㮵㮶㮷㮸㮹㮺㮻㮼㮽㮾㮿㯀㯁㯂㯃㯄㯅㯆㯇㯈㯉㯊㯋㯌㯍㯎㯏㯐㯑㯒㯓㯔㯕㯖㯗㯘㯙㯚㯛㯜㯝㯞㯟㯠㯡㯢㯣㯤㯥㯦㯧㯨㯩㯪㯫㯬㯭㯮㯯㯰㯱㯲㯳㯴㯵㯶㯷㯸㯹㯺㯻㯼㯽㯾㯿㰀㰁㰂㰃㰄㰅㰆㰇㰈㰉㰊㰋㰌㰍㰎㰏㰐㰑㰒㰓㰔㰕㰖㰗㰘㰙㰚㰛㰜㰝㰞㰟㰠㰡㰢㰣㰤㰥㰦㰧㰨㰩㰪㰫㰬㰭㰮㰯㰰㰱㰲㰳㰴㰵㰶㰷㰸㰹㰺㰻㰼㰽㰾㰿㱀㱁㱂㱃㱄㱅㱆㱇㱈㱉㱊㱋㱌㱍㱎㱏㱐㱑㱒㱓㱔㱕㱖㱗㱘㱙㱚㱛㱜㱝㱞㱟㱠㱡㱢㱣㱤㱥㱦㱧㱨㱩㱪㱫㱬㱭㱮㱯㱰㱱㱲㱳㱴㱵㱶㱷㱸㱹㱺㱻㱼㱽㱾㱿㲀㲁㲂㲃㲄㲅㲆㲇㲈㲉㲊㲋㲌㲍㲎㲏㲐㲑㲒㲓㲔㲕㲖㲗㲘㲙㲚㲛㲜㲝㲞㲟㲠㲡㲢㲣㲤㲥㲦㲧㲨㲩㲪㲫㲬㲭㲮㲯㲰㲱㲲㲳㲴㲵㲶㲷㲸㲹㲺㲻㲼㲽㲾㲿㳀㳁㳂㳃㳄㳅㳆㳇㳈㳉㳊㳋㳌㳍㳎㳏㳐㳑㳒㳓㳔㳕㳖㳗㳘㳙㳚㳛㳜㳝㳞㳟㳠㳡㳢㳣㳤㳥㳦㳧㳨㳩㳪㳫㳬㳭㳮㳯㳰㳱㳲㳳㳴㳵㳶㳷㳸㳹㳺㳻㳼㳽㳾㳿㴀㴁㴂㴃㴄㴅㴆㴇㴈㴉㴊㴋㴌㴍㴎㴏㴐㴑㴒㴓㴔㴕㴖㴗㴘㴙㴚㴛㴜㴝㴞㴟㴠㴡㴢㴣㴤㴥㴦㴧㴨㴩㴪㴫㴬㴭㴮㴯㴰㴱㴲㴳㴴㴵㴶㴷㴸㴹㴺㴻㴼㴽㴾㴿㵀㵁㵂㵃㵄㵅㵆㵇㵈㵉㵊㵋㵌㵍㵎㵏㵐㵑㵒㵓㵔㵕㵖㵗㵘㵙㵚㵛㵜㵝㵞㵟㵠㵡㵢㵣㵤㵥㵦㵧㵨㵩㵪㵫㵬㵭㵮㵯㵰㵱㵲㵳㵴㵵㵶㵷㵸㵹㵺㵻㵼㵽㵾㵿㶀㶁㶂㶃㶄㶅㶆㶇㶈㶉㶊㶋㶌㶍㶎㶏㶐㶑㶒㶓㶔㶕㶖㶗㶘㶙㶚㶛㶜㶝㶞㶟㶠㶡㶢㶣㶤㶥㶦㶧㶨㶩㶪㶫㶬㶭㶮㶯㶰㶱㶲㶳㶴㶵㶶㶷㶸㶹㶺㶻㶼㶽㶾㶿㷀㷁㷂㷃㷄㷅㷆㷇㷈㷉㷊㷋㷌㷍㷎㷏㷐㷑㷒㷓㷔㷕㷖㷗㷘㷙㷚㷛㷜㷝㷞㷟㷠㷡㷢㷣㷤㷥㷦㷧㷨㷩㷪㷫㷬㷭㷮㷯㷰㷱㷲㷳㷴㷵㷶㷷㷸㷹㷺㷻㷼㷽㷾㷿㸀㸁㸂㸃㸄㸅㸆㸇㸈㸉㸊㸋㸌㸍㸎㸏㸐㸑㸒㸓㸔㸕㸖㸗㸘㸙㸚㸛㸜㸝㸞㸟㸠㸡㸢㸣㸤㸥㸦㸧㸨㸩㸪㸫㸬㸭㸮㸯㸰㸱㸲㸳㸴㸵㸶㸷㸸㸹㸺㸻㸼㸽㸾㸿㹀㹁㹂㹃㹄㹅㹆㹇㹈㹉㹊㹋㹌㹍㹎㹏㹐㹑㹒㹓㹔㹕㹖㹗㹘㹙㹚㹛㹜㹝㹞㹟㹠㹡㹢㹣㹤㹥㹦㹧㹨㹩㹪㹫㹬㹭㹮㹯㹰㹱㹲㹳㹴㹵㹶㹷㹸㹹㹺㹻㹼㹽㹾㹿㺀㺁㺂㺃㺄㺅㺆㺇㺈㺉㺊㺋㺌㺍㺎㺏㺐㺑㺒㺓㺔㺕㺖㺗㺘㺙㺚㺛㺜㺝㺞㺟㺠㺡㺢㺣㺤㺥㺦㺧㺨㺩㺪㺫㺬㺭㺮㺯㺰㺱㺲㺳㺴㺵㺶㺷㺸㺹㺺㺻㺼㺽㺾㺿㻀㻁㻂㻃㻄㻅㻆㻇㻈㻉㻊㻋㻌㻍㻎㻏㻐㻑㻒㻓㻔㻕㻖㻗㻘㻙㻚㻛㻜㻝㻞㻟㻠㻡㻢㻣㻤㻥㻦㻧㻨㻩㻪㻫㻬㻭㻮㻯㻰㻱㻲㻳㻴㻵㻶㻷㻸㻹㻺㻻㻼㻽㻾㻿㼀㼁㼂㼃㼄㼅㼆㼇㼈㼉㼊㼋㼌㼍㼎㼏㼐㼑㼒㼓㼔㼕㼖㼗㼘㼙㼚㼛㼜㼝㼞㼟㼠㼡㼢㼣㼤㼥㼦㼧㼨㼩㼪㼫㼬㼭㼮㼯㼰㼱㼲㼳㼴㼵㼶㼷㼸㼹㼺㼻㼼㼽㼾㼿㽀㽁㽂㽃㽄㽅㽆㽇㽈㽉㽊㽋㽌㽍㽎㽏㽐㽑㽒㽓㽔㽕㽖㽗㽘㽙㽚㽛㽜㽝㽞㽟㽠㽡㽢㽣㽤㽥㽦㽧㽨㽩㽪㽫㽬㽭㽮㽯㽰㽱㽲㽳㽴㽵㽶㽷㽸㽹㽺㽻㽼㽽㽾㽿㿀㿁㿂㿃㿄㿅㿆㿇㿈㿉㿊㿋㿌㿍㿎㿏㿐㿑㿒㿓㿔㿕㿖㿗㿘㿙㿚㿛㿜㿝㿞㿟㿠㿡㿢㿣㿤㿥㿦㿧㿨㿩㿪㿫㿬㿭㿮㿯㿰㿱㿲㿳㿴㿵㿶㿷㿸㿹㿺㿻㿼㿽㿾㿿	

イ（会社名）	に係る株式等納税猶予税額（⑩×イの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）	00
ロ（会社名）	に係る株式等納税猶予税額（⑩×ロの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）	00
ハ（会社名）	に係る株式等納税猶予税額（⑩×ハの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）	00
株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ）（注3参照）		00

(注) 1 ⑩欄の算式中の「第1表の⑥」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑥」の金額となります。
2 ⑩欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社は、1社のみ場合は、⑩欄の金額を⑩欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」の⑤欄並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」の⑤欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し転記してください。
3 ⑩欄の金額を経営承継人の第1表の「株式等納税猶予税額」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例、山林についての納税猶予の特例又は庶務法人の身分についての納税猶予及び免除の特例若しくは庶務法人の身分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、第8の2表の⑩欄の金額を経営承継人の第1表の「株式等納税猶予税額」欄に転記します。

※税務署整理用	入力	確認		
---------	----	----	--	--

第8の2表(平29.7)

(資4-20-9-2-A4統一)

株式等納税猶予税額の計算書

この計算書は、経営承継相続人等又は経営相続承認受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予の特例に係る納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。
(注) 経営承継相続人等及び経営相続承認受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2表）において「経営承継人」と表記しています。

私は、第8の2表の付表1

改正後

改正前

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により特例非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法等69条の5、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第8の2表の付表2を使用してください。
この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

1 特例非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名	
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(署)		
③ 事業種目		⑧ 円滑化法の認定状況	認定年月日 平成 年 月 日
④ 相続開始の時点における資本金の額	円	認定番号	
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人		

2 特例非上場株式等の明細

① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(円・円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照)	⑤ 価額 (③ × ④)
株・円・円	株・円・円	株・円・円	円	A 円

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算

この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の①× $\frac{2}{3}$) (1株・円・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ (①-②)の数等 (赤字の場合は0)	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)
株・円・円	株・円・円	株・円・円	株・円・円

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第20項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者(裏面の「3(1)」参照)から現物出資又は贈与により取得した資産の価額(裏面の「3(2)」参照)等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)

③ 会社の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)

④ 現物出資等資産の保有割合($\frac{②}{③}$)

上記の明細の内容に相違ありません。

平成 年 月 日

所在地

会社名

代表者氏名 印

※税務署整理欄 法人管轄番号 ー 入力 確認

第8の2表の付表1(平29.7)

(資4-20-9-3-A 4 統一)

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により特例非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法等69条の5、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第8の2表の付表2を使用してください。
この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

1 特例非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名	
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(署)		
③ 事業種目		⑧ 経済産業大臣の認定状況	認定年月日 平成 年 月 日
④ 相続開始の時点における資本金の額	円	認定番号	
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人		

2 特例非上場株式等の明細

① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(円・円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照)	⑤ 価額 (③ × ④)
株・円・円	株・円・円	株・円・円	円	A 円

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算

この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の①× $\frac{2}{3}$) (1株・円・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ (①-②)の数等 (赤字の場合は0)	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)
株・円・円	株・円・円	株・円・円	株・円・円

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第20項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者(裏面の「3(1)」参照)から現物出資又は贈与により取得した資産の価額(裏面の「3(2)」参照)等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)

③ 会社の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)

④ 現物出資等資産の保有割合($\frac{②}{③}$)

上記の明細の内容に相違ありません。

平成 年 月 日

所在地

会社名

代表者氏名 印

※税務署整理欄 法人管轄番号 ー 入力 確認

第8の2表の付表1(平27.7)

(資4-20-9-3-A 4 統一)

改正後

《書きかた等》

1 「1 特例非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予の特例の適用を受けることはできません。
- (2) ③欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の経済産業大臣又は都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ④欄は、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。2(3)において同じです。）であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。2(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例非上場会社等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 「2 特例非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から④欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ③欄の数等は、「3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
- (3) ④欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。
なお、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例非上場会社等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (4) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 経営承継相続人等と特別の関係がある者とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときににおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。
- (4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

改正前

《書きかた等》

1 「1 特例非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予の特例の適用を受けることはできません。
- (2) ③欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ④欄は、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。2(3)において同じです。）であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。2(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例非上場会社等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 「2 特例非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から④欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ③欄の数等は、「3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
- (3) ④欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。
なお、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例非上場会社等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (4) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 経営承継相続人等と特別の関係がある者とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときににおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

改正後

改正前

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項の規定の適用を受ける株式等がある場合)

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等のうち所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例非上場株式等及びその特定受贈同族会社株式等又はその特定同族株式等に係る会社の株式等(相続又は遺贈により取得した特例非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください)。

1 特例非上場株式等に係る会社

① 会社名		③ 経営承継相続人等が役員等であった期間	・ ・ ・ ～ ・ ・ ・
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(署)	認定年月日	平成 年 月 日
④ 相続開始の時点における資本金の額	円	⑤ 円滑化法の認定状況	認定番号
⑥ 相続開始の時点における資本準備金の額	円	⑦ 相続開始の日から5ヵ月後における経営承継相続人等の役職名	有 無

2 特例非上場株式等の明細

(1) 相続開始の時点における発行済株式等の総数等 株・口・円

区 分	受 贈 年 月 日	① 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	② 被相続人から贈与により取得した株式等の数等	③ ①又は②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面「3(5)」参照)	⑤ 価 額 (③ × ④)
イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等	・ ・			b	株・口・円	円
ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等	・ ・			b		
ハ イ 及びロ以外の特例非上場株式等	a			c		
合 計		d	e			A

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算

この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の(2)の③欄に記入することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の(1)× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ 2の(2)③欄の限度となる数等
株・口・円	株・口・円	イ 特定受贈同族会社株式等及び特定同族株式等に係る特例非上場株式等(①の③の数等)の限度数 ロ 相続又は遺贈により取得した特例非上場株式等(②の③の数等)の限度数
		①≤②の場合 (d)の数等 (①-②)の数等
		①>②の場合 (d)の数等 (①-②)の数等

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第20項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合 (③)						%	

上記の明細の内容に相違ありません。

所 在 地
会 社 名
代表者氏名

5 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第1項第3号の同意

私(私たち)は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 特例非上場株式等の明細」のイの株式等について租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。	同意すべき人の氏名(裏面「5」参照)

※税務署整理欄 法人管轄署名番号 一 入力 確認

第8の2表の付表2(平29.7)

(資4-20-9-4-A 4統一)

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項の規定の適用を受ける株式等がある場合)

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等のうち所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例非上場株式等及びその特定受贈同族会社株式等又はその特定同族株式等に係る会社の株式等(相続又は遺贈により取得した特例非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください)。

1 特例非上場株式等に係る会社

① 会社名		③ 経営承継相続人等が役員等であった期間	・ ・ ・ ～ ・ ・ ・
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(署)	認定年月日	平成 年 月 日
④ 相続開始の時点における資本金の額	円	⑤ 円滑化法の認定状況	認定番号
⑥ 相続開始の時点における資本準備金の額	円	⑦ 相続開始の日から5ヵ月後における経営承継相続人等の役職名	有 無

2 特例非上場株式等の明細

(1) 相続開始の時点における発行済株式等の総数等 株・口・円

区 分	受 贈 年 月 日	① 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	② 被相続人から贈与により取得した株式等の数等	③ ①又は②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面「3(5)」参照)	⑤ 価 額 (③ × ④)
イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等	・ ・			b	株・口・円	円
ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等	・ ・			b		
ハ イ 及びロ以外の特例非上場株式等	a			c		
合 計		d	e			A

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算

この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の(2)の③欄に記入することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の(1)× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ 2の(2)③欄の限度となる数等
株・口・円	株・口・円	イ 特定受贈同族会社株式等及び特定同族株式等に係る特例非上場株式等(①の③の数等)の限度数 ロ 相続又は遺贈により取得した特例非上場株式等(②の③の数等)の限度数
		①≤②の場合 (d)の数等 (①-②)の数等
		①>②の場合 (d)の数等 (①-②)の数等

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第20項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合 (③)						%	

上記の明細の内容に相違ありません。

所 在 地
会 社 名
代表者氏名

5 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第1項第3号の同意

私(私たち)は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 特例非上場株式等の明細」のイの株式等について租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。	同意すべき人の氏名(裏面「5」参照)

※税務署整理欄 法人管轄署名番号 一 入力 確認

第8の2表の付表2(平27.7)

(資4-20-9-4-A 4統一)

改正後

《書きかた等》

1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等

- (1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の3第10項）に記載された株式等をいいます。
- (2) この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。
- イ 平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限りず。）
- ロ 同法第70条の3の3第3項第1号に規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する確認日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日）をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社の株式等（イの株式等を除きます。）
- (3) 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等についての納税猶予の特例」の適用を受けるには、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を経営承継相続人等の住所を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。
- また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。

2 「1 特例非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
- なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
- (2) ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の経済産業大臣又は都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ③欄は、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第2項の特別の関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りず。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

3 「2 特例非上場株式等の明細」欄

- (1) ①欄の発行済株式等の総数等及び②の①から③欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ②の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。
- なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税猶予の特例の適用を受けない場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ イ及びロ以外の特例非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてこの特例の適用を受けることはできません。
- (注) 贈与により取得した時以後において、その株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について併合・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください（③において同じです。）。
- (3) ②の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の④欄の価額は、贈与の時における価額を記入します。
- (4) ②の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に特例非上場株式等の明細を記載し添付してください。
- (5) ②の「ハ イ及びロ以外の特例非上場株式等」に係る④欄の価額は、相続開始の時における価額を記入します。
- なお、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りず。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していたものとして計算した価額となります。
- (6) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
- なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

4 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。
- なお、会社が相続開始の時に現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社全体の資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

5 「5 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄

- (1) この明細書の経営承継相続人等が「2 特例非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの特例の適用を受けようとする場合は、この特例の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した全ての人の同意が必要である。
- (2) (1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の経営承継相続人等のみである場合は、記入を要しません。

(平29.7)

改正前

《書きかた等》

1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等

- (1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の3第10項）に記載された株式等をいいます。
- (2) この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。
- イ 平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限りず。）
- ロ 同法第70条の3の3第3項第1号に規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する確認日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日）をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等（イの株式等を除きます。）
- (3) 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等についての納税猶予の特例」の適用を受けるには、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を経営承継相続人等の住所を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。
- また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。

2 「1 特例非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
- なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
- (2) ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ③欄は、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りず。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

3 「2 特例非上場株式等の明細」欄

- (1) ①欄の発行済株式等の総数等及び②の①から③欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ②の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。
- なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税猶予の特例の適用を受けない場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ イ及びロ以外の特例非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてこの特例の適用を受けることはできません。
- (注) 贈与により取得した時以後において、その株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について併合・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください（③において同じです。）。
- (3) ②の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の④欄の価額は、贈与の時における価額を記入します。
- (4) ②の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に特例非上場株式等の明細を記載し添付してください。
- (5) ②の「ハ イ及びロ以外の特例非上場株式等」に係る④欄の価額は、相続開始の時ににおける価額を記入します。
- なお、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りず。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していたものとして計算した価額となります。
- (6) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
- なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

4 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。
- なお、会社が相続開始の時に現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

5 「5 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄

- (1) この明細書の経営承継相続人等が「2 特例非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの特例の適用を受けようとする場合は、この特例の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した全ての人の同意が必要である。
- (2) (1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の経営承継相続人等のみである場合は、記入を要しません。

(平27.7)

改正後

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等について、その明細を記入します。		被相続人	
		経営相続承継受贈者	
1 特例相続非上場株式等に係る会社			
① 会社名		⑦ 相続開始の時点における経営相続承継受贈者の役職名	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)		
③ 事業種目		⑧ 円滑化法の確認状況	確認年月日 平成 年 月 日
④ 相続開始の時点における資本金の額	円	確認番号	
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円	会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人		

(注) 1 相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた特例受贈非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその場合の他の会社について①から⑥までの各欄を記入します。
2 ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
3 ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項各号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣又は都道府県知事の承認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記入します。
4 ⑨欄は、特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の3第4項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（相続特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、相続特別措置法施行令第40条の8の3第8項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例相続非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 特例相続非上場株式等の明細

受贈年月日	① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	② 被相続人から贈与により取得した相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた株式等で相続開始の時点において保有していた株式等の数等	③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額 ((「注」4)参照)	⑤ 価額 ((③×④)(ただし「注」5)参照)	額
・ ・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	A	円

(注) 1 ①から⑤欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
2 次の場合で⑥欄の数等又は⑦欄の金額の記入に当たって分かりにならないことがあります。税務署にお尋ねください。
・ 贈与により取得した時において、株式等について合併・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合
・ 相続特別措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与により取得した株式等がある場合
3 ⑧欄の数等は、「3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
4 ⑨欄の金額は、贈与の時点における価額を基礎として計算した価額を記入します。贈与の時に、贈与者の納税猶予税額を相続特別措置法第70条の7第2項第5号に規定する認定贈与承継会社等が外国会社等の株式等を有していないものとして計算していた場合には、税務署にお尋ねください。
5 特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の3第4項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（相続特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。）がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、相続特別措置法施行令第40条の8の3第8項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例相続非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続額の計算の基礎となる特例相続非上場株式等の価額は、相続特別措置法第70条の7第4項の特例受贈非上場株式等の相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時点における特例受贈非上場株式等に係る会社の株式等の価額を基礎として会社等が外国会社等の株式等を有していたものとして計算した金額となります。詳しくは税務署にお尋ねください。
6 A欄の金額（⑨欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算

この欄は、「2 特例相続非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の①× $\frac{3}{2}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営相続承継受贈者が2の②欄に係る贈与の直前において保有していた数等	③ (①-②)の数等 (赤字の場合は0)	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)
株・口・円	株・口・円		株・口・円

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認		
---------	--------	---	----	----	--	--

第8の2表の付表3(平29.7)

(資4-20-9-5-A4統一)

改正前

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等について、その明細を記入します。		被相続人	
		経営相続承継受贈者	
1 特例相続非上場株式等に係る会社			
① 会社名		⑦ 相続開始の時点における経営相続承継受贈者の役職名	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)		
③ 事業種目		⑧ 経済産業大臣の確認状況	確認年月日 平成 年 月 日
④ 相続開始の時点における資本金の額	円	確認番号	
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円	会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人		

(注) 1 相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた特例受贈非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその場合の他の会社について①から⑥までの各欄を記入します。
2 ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
3 ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項各号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の確認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記入します。
4 ⑨欄は、特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の3第4項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（相続特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、相続特別措置法施行令第40条の8の3第8項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例相続非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 特例相続非上場株式等の明細

受贈年月日	① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	② 被相続人から贈与により取得した相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた株式等で相続開始の時点において保有していた株式等の数等	③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額 ((「注」4)参照)	⑤ 価額 ((③×④)(ただし「注」5)参照)	額
・ ・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	A	円

(注) 1 ①から⑤欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
2 次の場合で⑥欄の数等又は⑦欄の金額の記入に当たって分かりにならないことがあります。税務署にお尋ねください。
・ 贈与により取得した時において、株式等について合併・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合
・ 相続特別措置法第70条の7第16項第3号の規定の適用に係る贈与により取得した株式等がある場合
3 ⑧欄の数等は、「3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
4 ⑨欄の金額は、贈与の時点における価額を基礎として計算した価額を記入します。贈与の時に、贈与者の納税猶予税額を相続特別措置法第70条の7第2項第5号に規定する認定贈与承継会社等が外国会社等の株式等を有していないものとして計算していた場合には、税務署にお尋ねください。
5 特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の3第4項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。）がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、相続特別措置法施行令第40条の8の3第8項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例相続非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続額の計算の基礎となる特例相続非上場株式等の価額は、相続特別措置法第70条の7第4項の特例受贈非上場株式等の相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時点における特例受贈非上場株式等に係る会社の株式等の価額を基礎として会社等が外国会社等の株式等を有していたものとして計算した金額となります。詳しくは税務署にお尋ねください。
6 A欄の金額（⑨欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算

この欄は、「2 特例相続非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の①× $\frac{3}{2}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営相続承継受贈者が2の②欄に係る贈与の直前において保有していた数等	③ (①-②)の数等 (赤字の場合は0)	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)
株・口・円	株・口・円		株・口・円

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認		
---------	--------	---	----	----	--	--

第8の2表の付表3(平28.7)

(資4-20-9-5-A4統一)

改正後

改正前

(新規)

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書

この明細書は、災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得をした（租税特別措置法第70条の7の3の規定により取得をしたものとみなされる場合を含みます。）株式等について非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受けようとする場合で、租税特別措置法第70条の7の2第35項若しくは第37項又は同法第70条の7の4第18項の規定の適用を受けるときに、会社の被害の態様等について、その明細を記入します。

1 規定の適用を受ける旨の確認

私は、第8の2表の付表1・付表2の「1 特例非上場株式等に係る会社」又は第8の2表の付表3の「1 特例相続非上場株式等に係る会社」に記載した会社が、下記の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の①から③までのいずれかに該当したので、次の規定の適用を受けます（適用を受ける規定の「□」にレ印を記入します。）。

- ☐ 租税特別措置法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同条第2項第1号に掲げる認定承継会社の要件から、同号ロの資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、租税特別措置法施行令第40条の8の2第7項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。
- ☐ 租税特別措置法第70条の7の2第37項の規定の適用を受け、同条第2項第3号に掲げる経営承継相続人等の要件から、同号ホの認定承継会社の経営を確実に承継するものと認められる要件として、租税特別措置法施行規則第23条の10第8項で定める相続の開始の直前において当該会社の役員であったこととする要件を除きます。
- ☐ 租税特別措置法第70条の7の4第18項の規定の適用を受け、同条第2項第1号に掲げる認定相続承継会社の要件から、同号ロの資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、租税特別措置法施行令第40条の8の3第3項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。

2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様

次の場合の区分に応じて、それぞれ①から③までのいずれかの欄について記入してください。

(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日
② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時点における総資産の価額	円
③ 災害により減失をした資産の価額の合計額 (注) 1 減失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、租税特別措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	円
④ (③÷②)×100	30%以上で あれば適用可。 → %

※ ①に該当する場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第3項の確認書（同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記①に該当する場合を除きます。）

① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日
② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
③ 災害により減失又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
④ (③÷②)×100	20%以上で あれば適用可。 → %

※ ②に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第3項の確認書（同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記①又は②に該当する場合を除きます。）

① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由（3号・4号）及び特定日 ^(注) (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	☐ 3号該当 ☐ 4号該当 特定日：平成 年 月 日
② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
④ (③÷②)×100	70%以下で あれば適用可。 → %

※ ③に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第3項の確認書（同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

第8の2表の付表4（平成29年分以降用）

改正後

改正前

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表）

被相続人

この計算明細は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します。
1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
（注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額

一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。
（1）「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。
（2）上記2に該当する場合には、④欄については、⑤欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地		①宅地等の面積	評価額（円）	㎡
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積（㎡）		
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等（B、C及びDに該当するものを除きます。）	②	③	
B	①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	③	④	
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（相続開始の時ににおいて継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	④	⑤	
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（Cに該当する部分以外の部分の敷地）	⑤	⑥	
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥	⑦	
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑧	

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。
（1）「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。
（2）「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあん分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
（3）「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なおBの宅地等の場合は、上に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2小規模宅地等の明細」の「④取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。
（4）「3 特例の対象とならない宅地等（1-2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

宅地等の取得者氏名		⑧持分割合		／			
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）			
面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）		
A ②×③	③×③						
B ③×③	④×③						
C ④×③	⑤×③						
D ⑤×③	⑥×③						
E ⑥×③	⑦×③						
F ⑦×③	⑧×③						

宅地等の取得者氏名		⑧持分割合		／			
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）			
面積（㎡）		評価額（円）		面積（㎡）		評価額（円）	
A	②×③	③×③					
B	③×③	④×③					
C	④×③	⑤×③					
D	⑤×③	⑥×③					
E	⑥×③	⑦×③					
F	⑦×③	⑧×③					

第11・11の2表の付表1（別表）（平29.7）

（寛4-20-12-3-5-A4統一）

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表）

被相続人

この計算明細は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します。
1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
（注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額

一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。
（1）「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。
（2）上記2に該当する場合には、④欄については、⑤欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地		①宅地等の面積	評価額（円）	㎡
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積（㎡）		
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等（B、C及びDに該当するものを除きます。）	②	③	
B	①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	③	④	
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（相続開始の時ににおいて継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	④	⑤	
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（Cに該当する部分以外の部分の敷地）	⑤	⑥	
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥	⑦	
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑧	

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。
（1）「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。
（2）「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあん分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
（3）「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なおBの宅地等の場合は、上に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2小規模宅地等の明細」の「④取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。
（4）「3 特例の対象とならない宅地等（1-2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

宅地等の取得者氏名		⑧持分割合		／			
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）			
面積（㎡）		評価額（円）		面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	②×③	③×③					
B	③×③	④×③					
C	④×③	⑤×③					
D	⑤×③	⑥×③					
E	⑥×③	⑦×③					
F	⑦×③	⑧×③					

宅地等の取得者氏名		⑧持分割合		／			
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等				3 特例の対象とならない宅地等（1－2）	
面積（㎡）		評価額（円）		面積（㎡）		評価額（円）	
A	②×③	③×③					
B	③×③	④×③					
C	④×③	⑤×③					
D	⑤×③	⑥×③					
E	⑥×③	⑦×③					
F	⑦×③	⑧×③					

第11・11の2表の付表1（別表）（平27.7）

（寛-20-12-3-5-A4統一）

改正後

特定受贈同族会社株式等について会社分割等があった場合の特例の対象となる価額等の計算明細

この表は、相続税の申告期限までに特定事業用資産相続人等が有する特定受贈同族会社株式等について旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項に規定する会社分割等があった場合に記入します。
なお、この表は、会社分割等があった都度、特定事業用資産相続人等ごとに記入します。

ア 会社分割等があった特定受贈同族会社株式等（以下「分割等対象株式等」といいます。）に係る法人の名称、会社分割等の事由等

「会社分割等」には、資本金の額若しくは資本剰余金の額の減少を伴わない剰余金の配当（法人税法第2条第12号の9に規定する分割型分割を除きます。）又は利益の配当、自己株式の取得、一定の要件を満たさない法人の合併、株式交換及び株式移転などは含まれません。」

イ 対応株式に係る法人の名称等

「会社分割等により旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項に規定する対応株式（以下「対応株式」といいます。）を取得している場合には、その対応株式に係る法人について記入します。」

ウ 非対応株式に係る法人の名称等

「会社分割等により上に掲げる対応株式以外の特定受贈同族会社株式等に対応する株式又は出資（以下「非対応株式」といいます。）を取得している場合には、その非対応株式に係る法人について記入します。」

1 会社分割等前株式等総額の計算

① アの法人の分割等対象株式等の1単位当たりの価額
② 会社分割等時に特定事業用資産相続人等が有していたアの法人に係る分割等対象株式等の数又は額
③ 会社分割等前株式等総額
(①×②)
円 株・口

2 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額の計算

④ 会社分割等時後におけるアの法人の資本金等の額
⑤ 会社分割等時後におけるアの法人の発行済株式の総数又は出資の総額
⑥ 会社分割等時後に特定事業用資産相続人等が有するアの法人に係る分割等対象株式等の数又は額
⑦ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額
(④×⑥×⑦)
円 株・口

3 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額の計算

⑧ 会社分割等時後におけるイの法人の資本金等の額
⑨ 会社分割等時後におけるイの法人の発行済株式の総数又は出資の総額
⑩ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したイの法人の対応株式の数又は額
⑪ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額
(⑧×⑨×⑩)
円 株・口

4 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額の計算

⑫ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号イの金額
⑬ 会社分割等時後におけるウの法人の資本金等の額
⑭ 会社分割等時後におけるウの法人の発行済株式の総数又は出資の総額
⑮ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したウの法人の非対応株式の数又は額
⑯ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額
(⑫+⑬×⑭×⑮)
円 株・口

5 アの法人の分割等対象株式等の1単位当たりの時価

(③×⑦×⑪+④×⑧+⑤)
円

6 イの法人の対応株式の1単位当たりの時価

(③×⑨×⑪+④×⑩+⑤)
円

7 特定事業用資産の特例の対象とならない金額

(③×⑦×⑪+④×⑧+⑤)
円

(注) 1 この表における「特定事業用資産相続人等」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第2項第11号に規定する特定事業用資産相続人をいいます。
2 ①欄の価額は、会社分割等が初めてあった場合には、分割等対象株式等の譲渡時の1単位当たりの価額を記入します。
なお、既にこの表により計算した①欄又は③欄の金額がある場合には、その金額を記入します。
3 ④欄、⑤欄、⑥欄の資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を記入します。
4 ⑧欄、⑨欄、⑩欄の発行済株式の総数には、それぞれア、イ、ウの法人が有する自己株式の数は含まれません。
5 ⑪欄、⑫欄、⑬欄の金額は、各欄の金額に小数点第3位未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てます。
6 ⑭欄、⑮欄、⑯欄の金額は、各欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てます。
7 ⑮欄、⑯欄の金額を第11・11の2表の付表3の①欄に転記します。
8 特定受贈同族会社株式等について⑮欄の金額がある場合には、⑮欄の金額と当該特定受贈同族会社株式等に係る第11・11の2表の付表3の①欄の金額の合計額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細」の③の「価額」欄に記入します。
9 「旧租税特別措置法施行令」は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令をいいます。

第11・11の2表の付表3の2（平29.7）

（資4-20-12-5-2-A4統一）

改正前

特定受贈同族会社株式等について会社分割等があった場合の特例の対象となる価額等の計算明細

この表は、相続税の申告期限までに特定事業用資産相続人等が有する特定受贈同族会社株式等について旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項に規定する会社分割等があった場合に記入します。
なお、この表は、会社分割等があったと、特定事業用資産相続人等ごとに記入します。

ア 会社分割等があった特定受贈同族会社株式等（以下「分割等対象株式等」といいます。）に係る法人の名称、会社分割等の事由等

「会社分割等」には、資本金の額若しくは資本剰余金の額の減少を伴わない剰余金の配当（法人税法第2条第12号の9に規定する分割型分割を除きます。）又は利益の配当、自己株式の取得、一定の要件を満たさない法人の合併、株式交換及び株式移転などは含まれません。」

イ 対応株式に係る法人の名称等

「会社分割等により旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項に規定する対応株式（以下「対応株式」といいます。）を取得している場合には、その対応株式に係る法人について記入します。」

ウ 非対応株式に係る法人の名称等

「会社分割等により上に掲げる対応株式以外の特定受贈同族会社株式等に対応する株式又は出資（以下「非対応株式」といいます。）を取得している場合には、その非対応株式に係る法人について記入します。」

1 会社分割等前株式等総額の計算

① アの法人の分割等対象株式等の1単位当たりの価額
② 会社分割等時に特定事業用資産相続人等が有していたアの法人に係る分割等対象株式等の数又は額
③ 会社分割等前株式等総額
(①×②)
円 株・口

2 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額の計算

④ 会社分割等時後におけるアの法人の資本金等の額
⑤ 会社分割等時後におけるアの法人の発行済株式の総数又は出資の総額
⑥ 会社分割等時後に特定事業用資産相続人等が有するアの法人に係る分割等対象株式等の数又は額
⑦ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額
(④×⑥×⑦)
円 株・口

3 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額の計算

⑧ 会社分割等時後におけるイの法人の資本金等の額
⑨ 会社分割等時後におけるイの法人の発行済株式の総数又は出資の総額
⑩ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したイの法人の対応株式の数又は額
⑪ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額
(⑧×⑨×⑩)
円 株・口

4 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額の計算

⑫ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号イの金額
⑬ 会社分割等時後におけるウの法人の資本金等の額
⑭ 会社分割等時後におけるウの法人の発行済株式の総数又は出資の総額
⑮ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したウの法人の非対応株式の数又は額
⑯ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額
(⑫+⑬×⑭×⑮)
円 株・口

5 アの法人の分割等対象株式等の1単位当たりの時価

(③×⑦×⑪+④×⑧+⑤)
円

6 イの法人の対応株式の1単位当たりの時価

(③×⑨×⑪+④×⑩+⑤)
円

7 特定事業用資産の特例の対象とならない金額

(③×⑦×⑪+④×⑧+⑤)
円

(注) 1 この表における「特定事業用資産相続人等」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第2項第11号に規定する特定事業用資産相続人をいいます。
2 ①欄の価額は、会社分割等が初めてあった場合には、分割等対象株式等の譲渡時の1単位当たりの価額を記入します。
なお、既にこの表により計算した①欄又は③欄の金額がある場合には、その金額を記入します。
3 ④欄、⑤欄、⑥欄の資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を記入します。
4 ⑧欄、⑨欄、⑩欄の発行済株式の総数には、それぞれア、イ、ウの法人が有する自己株式の数は含まれません。
5 ⑪欄、⑫欄、⑬欄の金額は、各欄の金額に小数点第3位未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てます。
6 ⑭欄、⑮欄、⑯欄の金額は、各欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てます。
7 ⑮欄、⑯欄の金額を第11・11の2表の付表3の①欄に転記します。
8 特定受贈同族会社株式等について⑮欄の金額がある場合には、⑮欄の金額と当該特定受贈同族会社株式等に係る第11・11の2表の付表3の①欄の金額の合計額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細」の③の「価額」欄に記入します。
9 「旧租税特別措置法施行令」は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令をいいます。

第11・11の2表の付表3の2（平27.7）

（資4-20-12-5-2-A4統一）

第11・11の2表の付表3の2（平成21年4月分以降用）

改正後

改正前

税務署長		相続税の修正申告書	
____年 ____月 ____日 提出		相続開始年月日 ____年 ____月 ____日	
○フリガナは、必ず記入してください。		各 人 の 合 計	
フリガナ		財産を取得した人	
氏 名	(被相続人)		
個人番号又は法人番号		個人番号の金額については、左欄の欄を記入し、この欄の記入は不要です。 	
生 年 月 日	____年 ____月 ____日 (年齢) ____歳	____年 ____月 ____日 (年齢) ____歳	
住 所	(電話 番号)	〒 (_____)	
経営者 職 業			
取得 原因	該当する取得原因を○で囲みます。	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※ 整理 番号	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐		
区 分	☐ 修正前の課税額 ☐ 修正額 ☐ 修正する額(①-②)	☐ 修正前の課税額 ☐ 修正額 ☐ 修正する額(①-②)	
取得財産の価額(第11表③)	①	円	円
相続時精算課税適用財産の価額(第11表の2表1⑦)	②		
償却及び修繕費用の金額(第13表3②)	③		
純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④		
計算価額に計算される純資産価額の算出割合(第13表4①)	⑤		
課税価額(④×⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	____,____,____	____,____,____
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑦	____(人), ____	____(人), ____
相続税の総額	⑧	____	____
一般の場合(⑧の場合を除く)	⑨	____	____
修正額(⑧-⑨)	⑩	____	____
修正する額(⑧-⑩)	⑪	____	____
左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の⑩欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の⑪欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の⑫欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の⑬欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の⑭欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の⑮欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の⑯欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の⑰欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の⑱欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の⑲欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の⑳欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㉑欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㉒欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㉓欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㉔欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㉕欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㉖欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㉗欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㉘欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㉙欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㉚欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㉛欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㉜欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㉝欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㉞欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㉟欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㊱欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㊲欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㊳欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㊴欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㊵欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㊶欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㊷欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㊸欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㊹欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㊺欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㊻欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㊼欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㊽欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㊾欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㊿欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㋀欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㋁欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㋂欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㋃欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㋄欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㋅欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㋆欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㋇欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㋈欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㋉欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㋊欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㋋欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㋌欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㋍欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㋎欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㋏欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㋐欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㋑欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㋒欄の金額を記入します。			
左の欄には、第2表の㋓欄の金額を記入します			

[illegible]

改正後

改正前

相続税の修正申告書(続)

フリガナ		財産を取得した人			財産を取得した人			
氏 名		㊸			㊸			
個人番号又は法人番号		1個人番号の記載に当たっては、右欄を参照し、ここから記載してください。			1個人番号の記載に当たっては、右欄を参照し、ここから記載してください。			
生 年 月 日		年 月 日 (年齢 歳)			年 月 日 (年齢 歳)			
住 (電 話 番 号) 所		(- -)			(- -)			
配偶親命 職 業								
取 得 原 因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			
※ 整 理 番 号		□□□□□□□□			□□□□□□□□			
区 分		㊶ 修正前の課税額	㊷ 修正申告額	㊸ 修正する額(㊷-㊶)	㊶ 修正前の課税額	㊷ 修正申告額	㊸ 修正する額(㊷-㊶)	
課税価格の計算	取得財産の価額(第11表㉓)	①	円	円	円	円	円	
	相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1㉑)	②						
	債務及び葬式費用の金額(第13表3㉑)	③						
	純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④						
	純資産価額に計算される贈与税部分の源泉財産価額(第14表㉑)	⑤						
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	,000	,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	㊹						
	相続税の総額							㊺
各人の納付・還付税額の計算	一般の場合(㊻の場合を除く)	㊻	円	円	円	円	円	円
	土地等納税猶予を受ける場合	㊼						
	相続税額の2割加算が行われる場合	㊽	円	円	円	円	円	円
	年賦課税方式の贈与税額控除額	㊾						
	配偶者の税額軽減額(第5表㉑又は㉒)	㊿						
	未成年者控除額(第6表1㉑、㉒又は㉓)	㊽						
	障害者控除額(第6表2㉑、㉒又は㉓)	㊾						
	相次相続控除額(第7表㉑又は㉒)	㊿						
	外国税額控除額(第8表1㉑)	㊽						
	計	㊾						
差引税額(㊾+㊿-㊽)又は(㊾+㊿-㊽)(赤字のときは0)	㊿							
相続時精算課税部分の贈与税額控除額(第11の2表㉑)	㊽	00	00	00	00	00	00	
医療法人持分税額控除額(第8の4表2B)	㊾							
小計(㊿+㊽+㊾+㊿)(赤字のときは100円未満切捨て)	㊽							
農地等納税猶予税額(第8表2㉑)	㊾	00	00	00	00	00	00	
株式等納税猶予税額(第8の2表2㉑)	㊿	00	00	00	00	00	00	
山林納税猶予税額(第8の3表2㉑)	㊽	00	00	00	00	00	00	
医療法人持分納税猶予税額(第8の4表2A)	㊾	00	00	00	00	00	00	
申告期間までに納税額(㊽+㊾+㊿)還付される税額	㊿	00	00	00	00	00	00	
申告期間までに納税額(㊽+㊾+㊿)還付される税額	㊽	△	△	△	△	△	△	

修正第1表(続)(平29.7)

(資4-24-2-A4続-1)

相続税の修正申告書(続)

フリガナ		財産を取得した人			財産を取得した人			
氏 名		㊸			㊸			
個人番号又は法人番号		1個人番号の記載に当たっては、右欄を参照し、ここから記載してください。			1個人番号の記載に当たっては、右欄を参照し、ここから記載してください。			
生 年 月 日		年 月 日 (年齢 歳)			年 月 日 (年齢 歳)			
住 (電 話 番 号) 所		(- -)			(- -)			
配偶親命 職 業								
取 得 原 因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			
※ 整 理 番 号		□□□□□□□□			□□□□□□□□			
区 分		㊶ 修正前の課税額	㊷ 修正申告額	㊸ 修正する額(㊷-㊶)	㊶ 修正前の課税額	㊷ 修正申告額	㊸ 修正する額(㊷-㊶)	
課税価格の計算	取得財産の価額(第11表㉓)	①	円	円	円	円	円	
	相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1㉑)	②						
	債務及び葬式費用の金額(第13表3㉑)	③						
	純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④						
	純資産価額に計算される贈与税部分の源泉財産価額(第14表㉑)	⑤						
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	,000	,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	㊹						
	相続税の総額							㊺
各人の納付・還付税額の計算	一般の場合(㊻の場合を除く)	㊻	円	円	円	円	円	円
	土地等納税猶予を受ける場合	㊼						
	相続税額の2割加算が行われる場合	㊽	円	円	円	円	円	円
	年賦課税方式の贈与税額控除額	㊾						
	配偶者の税額軽減額(第5表㉑又は㉒)	㊿						
	未成年者控除額(第6表1㉑、㉒又は㉓)	㊽						
	障害者控除額(第6表2㉑、㉒又は㉓)	㊾						
	相次相続控除額(第7表㉑又は㉒)	㊿						
	外国税額控除額(第8表1㉑)	㊽						
	計	㊾						
差引税額(㊾+㊿-㊽)又は(㊾+㊿-㊽)(赤字のときは0)	㊿							
相続時精算課税部分の贈与税額控除額(第11の2表㉑)	㊽	00	00	00	00	00	00	
医療法人持分税額控除額(第8の4表2B)	㊾							
小計(㊿+㊽+㊾+㊿)(赤字のときは100円未満切捨て)	㊽							
農地等納税猶予税額(第8表2㉑)	㊾	00	00	00	00	00	00	
株式等納税猶予税額(第8の2表2㉑)	㊿	00	00	00	00	00	00	
山林納税猶予税額(第8の3表2㉑)	㊽	00	00	00	00	00	00	
医療法人持分納税猶予税額(第8の4表2A)	㊾	00	00	00	00	00	00	
申告期間までに納税額(㊽+㊾+㊿)還付される税額	㊿	00	00	00	00	00	00	
申告期間までに納税額(㊽+㊾+㊿)還付される税額	㊽	△	△	△	△	△	△	

修正第1表(続)(平28.7)

(資4-24-2-A4続-1)

改正後

株式等納税猶予税額の計算書

この計算書は、相続税の修正申告において、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人(注1)が被相続人等についての納税猶予の特例(以下「納税猶予の特例」という。)を算出するために使用する。(注2)
経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書(第8の2表(修正申告用))において「経営承継人」と表記しています。

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区 分	① 修正前の 課税額	② 修正 申告額	③ 修正する額 (②-①)
① 経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額	円	円	円
② 経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額(修正申告書第1表のその他の⑤欄の金額)			
③ 経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額(経営承継人の修正申告書第1表の①①②)(又は修正申告書第3表・第8表の①の⑤欄)の金額			
④ 控除未済債務額(①②-③)の金額(赤字の場合は0)			
⑤ 特定価額(①①-④)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)	0,000	0,000	0,000
⑥ 特定価額の20%に相当する金額(⑤×20%)(1,000円未満切捨て)	0,000	0,000	0,000
⑦ 経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額(この計算書の経営承継人以外の者の修正申告書第1表の⑤欄(又は修正申告書第3表・第8表の①の⑤欄)の金額の合計)	0,000	0,000	0,000
⑧ 基礎控除額(第2表の②欄の金額)	0,000,000	0,000,000	0,000,000
⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額(⑤+⑦-⑧)	0,000	0,000	0,000
⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額(⑨×⑩-⑩)	0,000	0,000	0,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(修正申告書欄)

法定相続人の氏名	法定相続分	① 法定相続分に応ずる取得金額 (③×④)	② 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「遺棄表」で計算します。)
		円	円
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
法定相続分の合計	1	00	00

(注) 1 ③欄の「修正申告書第1表の①①②」の金額は、経営承継人が相続特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第3表・第8表の①の⑤欄の金額とし、④欄の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人(注1)のうちに相続特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がある場合は、「修正申告書第3表・第8表の①の⑤欄」の金額となります。
2 ④及び⑤欄は第2表の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 株式等納税猶予税額の計算

区 分	① 修正前の 課税額	② 修正 申告額	③ 修正する額 (②-①)
① (経営承継人の修正申告書第1表の⑧+⑨-⑩)の金額	円	円	円
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額(1の⑧×1の⑨+⑩)			
③ 特定価額に基づき相続税の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)			
a (②+③-経営承継人の修正申告書第1表の⑧)の金額(赤字の場合は0)			
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額(1の⑧×1の⑨+⑩)			
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の2割加算が行われる場合の加算金額(④×20%)			
b (④+⑤-経営承継人の修正申告書第1表の⑧)の金額(赤字の場合は0)			
⑥ 経営承継人の修正申告書第1表の⑩欄に基づく算出税額(その他の修正申告書第1表の⑩(又は⑨+⑩-⑪)(赤字の場合は0))			
⑦ (①+a-b-⑥)の金額(赤字の場合は0)			
a (a-b-⑦)の金額(赤字の場合は0)			

(注) 1 ⑥欄の算式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額(注1a)

イ	(会社名)	に係る株式等納税猶予税額 (③×イの株式等に係る価額/1の①)(100円未満切捨て)	00	00	
ロ	(会社名)	に係る株式等納税猶予税額 (③×ロの株式等に係る価額/1の①)(100円未満切捨て)	00	00	
ハ	(会社名)	に係る株式等納税猶予税額 (③×ハの株式等に係る価額/1の①)(100円未満切捨て)	00	00	00
③	株式等納税猶予税額(イ+ロ+ハ)(注4参照)		00	00	00

(注) 1 ⑥欄の算式等(修正申告書第1表の⑩)の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人(注1)のうちに相続特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がある場合は、「修正申告書第1表の⑩」の金額とします。
2 ⑥欄の⑩欄に記入する金額は、⑩欄の「(ロー)」の金額が⑩欄の⑩欄の金額を超える場合には、⑩欄の⑩欄の金額にとどめます(⑩及び⑩欄の⑩欄も同様です。)。ただし、この特例の適用を受ける特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等(第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」に記入した特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に限り、その評価額又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑩欄の⑩欄の金額は、⑩欄の⑩欄の金額を超えることができます。
3 ⑩欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が1社のみの場合は、⑩欄の記入は行わず、⑩欄の金額を⑩欄に記入します(100円未満切捨て)。なお、イからハまでの各欄の算式等(「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」の⑩欄及び⑩欄の①の⑤欄の「2 特例相続非上場株式等の明細」の⑩欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し、添付してください。
4 ⑩欄の金額を経営承継人の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例、山林等についての納税猶予の特例又は庶民の身分についての納税猶予及び免除の特例若しくは被相続人の身分についての相続税免除の特例の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、修正申告書第8の5表の⑩欄の金額を経営承継人の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額」欄に転記します。

※税務署整理欄 入力 確認 (資4-24-5-A 4 統一)

修正第8の2表(平29.7)

改正前

株式等納税猶予税額の計算書

この計算書は、相続税の修正申告において、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人(注1)が被相続人等についての納税猶予の特例(以下「納税猶予の特例」という。)を算出するために使用する。(注2)
経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書(第8の2表(修正申告用))において「経営承継人」と表記しています。

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区 分	① 修正前の 課税額	② 修正 申告額	③ 修正する額 (②-①)
① 経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額	円	円	円
② 経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額(修正申告書第1表のその他の⑤欄の金額)			
③ 経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額(経営承継人の修正申告書第1表の①①②)(又は修正申告書第3表・第8表の①の⑤欄)の金額			
④ 控除未済債務額(①②-③)の金額(赤字の場合は0)			
⑤ 特定価額(①①-④)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)	0,000	0,000	0,000
⑥ 特定価額の20%に相当する金額(⑤×20%)(1,000円未満切捨て)	0,000	0,000	0,000
⑦ 経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額(この計算書の経営承継人以外の者の修正申告書第1表の⑤欄(又は修正申告書第3表・第8表の①の⑤欄)の金額の合計)	0,000	0,000	0,000
⑧ 基礎控除額(第2表の②欄の金額)	0,000,000	0,000,000	0,000,000
⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額(⑤+⑦-⑧)	0,000	0,000	0,000
⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額(⑨×⑩-⑩)	0,000	0,000	0,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(修正申告書欄)

法定相続人の氏名	法定相続分	① 法定相続分に応ずる取得金額 (③×④)	② 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「遺棄表」で計算します。)
		円	円
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
法定相続分の合計	1	00	00

(注) 1 ③欄の「修正申告書第1表の①①②」の金額は、経営承継人が相続特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第3表・第8表の①の⑤欄の金額とします。④欄の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人(注1)のうちに相続特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がある場合は、「修正申告書第3表・第8表の①の⑤欄」の金額となります。
2 ④及び⑤欄は第2表の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 株式等納税猶予税額の計算

区 分	① 修正前の 課税額	② 修正 申告額	③ 修正する額 (②-①)
① (経営承継人の修正申告書第1表の⑧+⑨-⑩)の金額	円	円	円
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額(1の⑧×1の⑨+⑩)			
③ 特定価額に基づき相続税の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)			
a (②+③-経営承継人の修正申告書第1表の⑧)の金額(赤字の場合は0)			
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額(1の⑧×1の⑨+⑩)			
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の2割加算が行われる場合の加算金額(④×20%)			
b (④+⑤-経営承継人の修正申告書第1表の⑧)の金額(赤字の場合は0)			
⑥ 経営承継人の修正申告書第1表の⑩欄に基づく算出税額(その他の修正申告書第1表の⑩(又は⑨+⑩-⑪)(赤字の場合は0))			
⑦ (①+a-b-⑥)の金額(赤字の場合は0)			
a (a-b-⑦)の金額(赤字の場合は0)			

(注) 1 ⑥欄の算式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額(注1a)

イ	(会社名)	に係る株式等納税猶予税額 (③×イの株式等に係る価額/1の①)(100円未満切捨て)	00	00	00
ロ	(会社名)	に係る株式等納税猶予税額 (③×ロの株式等に係る価額/1の①)(100円未満切捨て)	00	00	00
ハ	(会社名)	に係る株式等納税猶予税額 (③×ハの株式等に係る価額/1の①)(100円未満切捨て)	00	00	00
⑩	株式等納税猶予税額(イ+ロ+ハ)(注4参照)		00	00	00

(注) 1 ⑥欄の算式等(修正申告書第1表の⑩)の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人(注1)のうちに相続特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がある場合は、「修正申告書第1表の⑩」の金額とします。
2 ⑥欄の⑩欄に記入する金額は、⑩欄の「(ロー)」の金額が⑩欄の⑩欄の金額を超える場合には、⑩欄の⑩欄の金額にとどめます(⑩及び⑩欄の⑩欄も同様です。)。ただし、この特例の適用を受ける特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等(第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」に記入した特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に限り、その評価額又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑩欄の⑩欄の金額は、⑩欄の⑩欄の金額を超えることができます。
3 ⑩欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が1社のみの場合は、⑩欄の記入は行わず、⑩欄の金額を⑩欄に記入します(100円未満切捨て)。なお、イからハまでの各欄の算式等(「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」の⑩欄及び⑩欄の①の⑤欄の「2 特例相続非上場株式等の明細」の⑩欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し、添付してください。
4 ⑩欄の金額を経営承継人の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例、山林等についての納税猶予の特例又は庶民の身分についての納税猶予及び免除の特例若しくは被相続人の身分についての相続税免除の特例の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、修正申告書第8の5表の⑩欄の金額を経営承継人の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額」欄に転記します。

※税務署整理欄 入力 確認 (資4-24-5-A 4 統一)

修正第8の2表(平27.7)

改正後		改正前																																																											
この欄は 郵便で 送る。 <table><tr><td>通信日付印の年月日</td><td>確認印</td><td></td><td>年分</td><td>名簿番号</td></tr><tr><td>年 月 日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 買換資産等の取得期限等の延長承認申請書 【 特 定 非 常 災 害 用 】 税務署受付印 税務署長 平成 年 月 日提出 <table><tr><td>申 請 者</td><td>住 所</td><td>〒</td></tr><tr><td></td><td>年分 申告時の 住 所</td><td></td></tr><tr><td></td><td>フリガナ</td><td></td></tr><tr><td></td><td>氏 名</td><td>電 話 ()</td></tr></table> 下記1の譲渡資産に係る譲渡所得につき、租税特別措置法第 条 第 項の規定に基づき、 下記2の買換（代替）資産の取得期限等の延長について承認申請をいたします。 記 1 譲渡資産に関する事項 <table><tr><td>所 在 地</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>資 産 の 種 類</td><td></td><td>数 量</td><td>m²</td></tr><tr><td>譲 渡 価 額</td><td>円</td><td>譲 渡 年 月 日</td><td>平成 年 月 日</td></tr></table> 2 買換（代替）資産に関する事項 <table><tr><td>資 産 の 種 類</td><td></td><td>数 量</td><td>m²</td><td>取 得 価 額 の 見 積 額</td><td>円</td></tr><tr><td>取 得 資 産 の 該 当 条 項</td><td colspan="2">租税特別措置法第37条の5第1項の表の</td><td colspan="3">第 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 号 (中高層の耐火建築物)</td></tr><tr><td colspan="2">既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得 予定年月日又は既に認定を受けている年月日</td><td colspan="4">平成 年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">取 得 予 定 年 月 日 (認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日)</td><td colspan="4">平成 年 月 日</td></tr></table> 3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細 ※の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。 <table><tr><td>関与税理士</td><td>電話番号</td></tr></table> 125.4 (新規)		通信日付印の年月日	確認印		年分	名簿番号	年 月 日					申 請 者	住 所	〒		年分 申告時の 住 所			フリガナ			氏 名	電 話 ()	所 在 地				資 産 の 種 類		数 量	m ²	譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	平成 年 月 日	資 産 の 種 類		数 量	m ²	取 得 価 額 の 見 積 額	円	取 得 資 産 の 該 当 条 項	租税特別措置法第37条の5第1項の表の		第 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 号 (中高層の耐火建築物)			既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得 予定年月日又は既に認定を受けている年月日		平成 年 月 日				取 得 予 定 年 月 日 (認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日)		平成 年 月 日				関与税理士	電話番号
通信日付印の年月日	確認印		年分	名簿番号																																																									
年 月 日																																																													
申 請 者	住 所	〒																																																											
	年分 申告時の 住 所																																																												
	フリガナ																																																												
	氏 名	電 話 ()																																																											
所 在 地																																																													
資 産 の 種 類		数 量	m ²																																																										
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	平成 年 月 日																																																										
資 産 の 種 類		数 量	m ²	取 得 価 額 の 見 積 額	円																																																								
取 得 資 産 の 該 当 条 項	租税特別措置法第37条の5第1項の表の		第 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 号 (中高層の耐火建築物)																																																										
既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得 予定年月日又は既に認定を受けている年月日		平成 年 月 日																																																											
取 得 予 定 年 月 日 (認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日)		平成 年 月 日																																																											
関与税理士	電話番号																																																												

改 正 後

改 正 前

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書
【 特 定 非 常 災 害 用 】

1 使用目的

この申請書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産を取得すべき期間内に取得をすることが困難となった場合に、租税特別措置法第33条第7項、第33条の2第5項、第36条の2第2項、第37条第8項、第37条の5第2項又は第41条の5第7項の規定により、その取得期限等の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 申請が可能なる方

次表のいずれかに該当する場合で、かつ、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得期限等内に買換（代替）資産の取得をすることが困難となった方です。
なお、表面の※印の箇所については、※をご確認の上、該当条項を記載してください。
また、この申請書は、次の申請期限までに申請してください。

買換えの特例等	適用条文〔※〕	申請期限
取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 （措法33②）	租税特別措置法 第33条第7項	取得指定期間の末日の属する年の翌年 3月15日（同日が修正申告書の提出期 限後である場合は当該提出期限）まで
交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 （措法33の2②）	租税特別措置法 第33条の2第5項	取得指定期間の末日の属する年の翌年 3月15日（同日が修正申告書の提出期 限後である場合は当該提出期限）まで
特定の居住用財産の買換えの場合の 長期譲渡所得の課税の特例 （措法36の2②）	租税特別措置法 第36条の2第2項	取得期限の属する年の翌年3月15日ま で
特定の事業用資産の買換えの場合の 譲渡所得の課税の特例 （措法37④）	租税特別措置法 第37条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年 3月15日（同日が修正申告書の提出期 限後である場合は当該提出期限）まで
既成市街地等内にある土地等の中 高層耐火建築物等の建設のための 買換えの場合の譲渡所得の課税の 特例（措法37の5②）	租税特別措置法 第37条の5第2項	取得指定期間の末日の属する年の翌年 3月15日（同日が修正申告書の提出期 限後である場合は当該提出期限）まで
居住用財産の買換え等の場合の譲 渡損失の損益通算及び繰越控除 （措法41の5①）	租税特別措置法 第41条の5第7項	取得期限の属する年の翌年3月15日ま で

(2) 「2 買換（代替）資産に関する事項」について

イ 「取得資産の該当条項」の欄は、租税特別措置法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項の規定の適用を受けている方について、該当する部分を○で囲んでください。

ロ 「既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日」の欄は、先に提出している「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イ、同号ロ、租税特別措置法第37条第4項及び同法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項に規定する税務署長の承認を受けている場合のその認定日を記載してください。

ハ 「取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）」の欄は、取得をする予定の買換（代替）資産が、租税特別措置法第33条第2項若しくは同法第33条の2第2項に規定する代替資産又は同法第36条の2第1項、同法第37第1項、同法第37条の5第1項若しくは同法第41条の5第7項に規定する買換資産である場合には、この申請により買換（代替）資産の取得期限等の延長の認定を受けようとする年月日（取得予定年月日）を記載してください。

(3) 「3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細」について

買換（代替）資産の取得期限等の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

（注）この申請により、取得期限等の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限等の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

（新規）

改正後	改正前
第 号 住所又は 所在地（納税地） 氏名又は 名称 平成 年 月 日 税務署長 買換資産等の取得期限等の延長承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 平成 年 月 日付で申請がありました「買換資産等の取得期限等の 延長承認申請書【特定非常災害用】」について 承認 却下 します。 よって、買換（代替）資産の取得期限等は、平成 年 月 日と認定 します。 この通知に係る処分理由 （注） 1 買換（代替）資産を上記の取得期限等までに取得できなかった場合又は、買換 （代替）資産の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、これらの 事由が生じた日から4か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてくださ い。 2 買換（代替）資産の実際の取得価額がその取得価額の見積額より多い場合には、 これらの資産を取得した日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の 還付を受けることができます。 （ ）枚のうち（ ）枚目 【特定非常災害用】 （資6-123-2-A4統一）	(新規)

改正後	改正前
買換資産等の取得期限等の延長承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 【 特 定 非 常 災 害 用 】 使用目的 この承認（却下）書は、「買換資産等の取得期限等の延長承認申請書【特定非常災害用】」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。 【特定非常災害用】	（新規）

改正後	改正前
住所又は所在地 氏名又は名称 平成____年____月____日 第____号 _____ 税務署長 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認通知書 平成____年____月____日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、平成____年____月____日を租税特別措置法施行令第 20 条の 2 第____項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日として認定しましたので通知します。 (資 6 - 68 - A 4 統一)	確定優良住宅地造成等事業に関する 期間（再）延長承認通知書 第____号 平成____年____月____日 〒 住所又は所在地 氏名又は名称 _____ 税務署長 あ な た 貴 社 が 平成____年____月____日付でされました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、平成____年____月____日を租税特別措置法施行令第20条の 2 第____項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日として認定しましたので通知します。 (資 6 - 68 - A 4 統一)

改正後	改正前
確定優良住宅地造成等事業に関する期間 (再)延長承認申請に係る承認通知書 使用目的 この通知書は、確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請があり、これについて開発許可等を受けることができると見込まれる日を認定した場合に、その認定した日を申請者に通知するために使用するものである。	確定優良住宅地造成等事業に関する期間 (再)延長承認申請に係る承認通知書 使用目的 この通知書は、確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請があり、これについて開発許可等を受けることができると見込まれる日を認定した場合に、その認定した日を申請者に通知するために使用するものである。

改正後	改正前
第 号 住所又は所在地 氏名又は名称 平成 年 月 日 税務署長 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書 平成 年 月 日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、次の理由によりその延長申請を却下しますので通知します。 記 （処分理由） （ ）枚のうち（ ）枚目 （資 6－69－A 4 統一）	確定優良住宅地造成等事業に関する期間 （再）延長承認申請に係る却下通知書 第 号 平成 年 月 日 〒 住所又は所在地 氏名又は名称 税務署長 あ な た 貴 社 が 平成 年 月 日付でされました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、次の理由により却下しますので通知します。 記 （処分理由） （ ）枚のうち（ ）枚目 （資 6－69－A 4 統一）

改正後	改正前
確定優良住宅地造成等事業に関する期間 (再)延長承認申請に係る却下通知書 使用目的 この通知書は、確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請があり、この申請を却下した場合に、その却下した旨を申請者に通知するために使用するものである。	確定優良住宅地造成等事業に関する期間 (再)延長承認申請に係る却下通知書 使用目的 この通知書は、確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請があり、この申請を却下した場合に、その却下した旨を申請者に通知するために使用するものである。

改正後

改正前

この欄には 印を貼ってください	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">通信日付印の年月日</td> <td style="width: 10%;">確認印</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">年分</td> <td style="width: 10%;">名 簿 番 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	通信日付印の年月日	確認印		年分	名 簿 番 号	年 月 日				
通信日付印の年月日	確認印		年分	名 簿 番 号							
年 月 日											

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

 _____ 税務署長	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">申請者</td> <td style="width: 30px; text-align: center;">住所又は所在地(電話)</td> <td colspan="10" style="height: 30px; vertical-align: top;">〒 ()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名又は名称</td> <td colspan="10" style="height: 30px; vertical-align: top;">◎</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(法人の場合) 法人番号</td> <td style="width: 15px; height: 20px;"></td> <td style="width: 15px; height: 20px;"></td> <td style="width: 15px; height: 20px;"></td> <td style="width: 15px; height: 20px;"></td> <td style="width: 15px; height: 20px;"></td> <td style="width: 15px; height: 20px;"></td> <td style="width: 15px; height: 20px;"></td> <td style="width: 15px; height: 20px;"></td> <td style="width: 15px; height: 20px;"></td> <td style="width: 15px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(法人の場合) 代表者氏名</td> <td colspan="10" style="height: 30px; vertical-align: top;">◎</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">事務所等</td> <td style="text-align: center;">所在地(電話)</td> <td colspan="10" style="height: 30px; vertical-align: top;">()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td colspan="10" style="height: 30px; vertical-align: top;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代表者又は責任者</td> <td colspan="10" style="height: 30px; vertical-align: top;">◎</td> </tr> </table>	申請者	住所又は所在地(電話)	〒 ()										氏名又は名称	◎										(法人の場合) 法人番号											(法人の場合) 代表者氏名	◎										事務所等	所在地(電話)	()										名 称											代表者又は責任者	◎									
申請者	住所又は所在地(電話)		〒 ()																																																																													
	氏名又は名称		◎																																																																													
	(法人の場合) 法人番号																																																																															
	(法人の場合) 代表者氏名	◎																																																																														
事務所等	所在地(電話)	()																																																																														
	名 称																																																																															
	代表者又は責任者	◎																																																																														
確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第26項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。																																																																																
記																																																																																
申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称																																																																																
やむを得ない事情等	1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初(再)認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第26項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細 																																																																															
当該事業の予定年月日等	2 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} _____ 項第 _____ 号に該当する事業の場合における同条第 ^{※2} _____ 項に規定する所轄税務署長が当初(再)認定した日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日																																																																															
当該事業の完成年月日等	1 完成予定年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 2 租税特別措置法施行令第20条の2第26項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日																																																																															

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	◎	電話番号	
-------	---	------	--

(注) この申請の申請期限は所轄税務署長が当初(再)認定した日の属する年の翌年1月15日までとされています。

(新規)

改正後

改正前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書
【 特 定 非 常 災 害 用 】

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、租税特別措置法施行令第20条の2第26項の規定により、その期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日
	平成21年1月2日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項

〔※2〕

	譲渡した年月日
	平成21年1月2日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項

2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初（再）認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第26項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の（再）延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

(新規)

改 正 後	改 正 前
住所又は所在地 氏名又は名称 第 号 平成 年 月 日 税務署長 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認通知書 平成 年 月 日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、平成 年 月 日を租税特別措置法施行令第 20 条の 2 第 26 項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日として認定しましたので通知します。 【特定非常災害用】 (資 6-124-2-A 4 統一)	(新規)

改正後	改正前
確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る承認通知書 【 特 定 非 常 災 害 用 】 使用目的 この通知書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令第20条の2第26項に規定する税務署長の承認を受けるために提出があった「確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請」について、当該申請を承認した旨を申請者に通知するために使用するものである。 【特定非常災害用】	（新規）

改正後

改正前

□ □ □ □ □ □ □

第 号

住所	又は	所在地
氏名	又は	名称

平成 年 月 日

税務署長

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書

平成_____年_____月_____日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、次の理由によりその延長申請を却下します
ので通知します。

記

(処分の理由)

() 枚のうち () 枚目

【特定非常災害用】
(資 6-124-3-A 4 統一)

(新規)

改正後	改正前
確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書 【 特 定 非 常 災 害 用 】 使用目的 この通知書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令第20条の2第26項に規定する税務署長の承認を受けるために提出があった「確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請」について、当該申請を却下した旨を申請者に通知するために使用するものである。 【特定非常災害用】	（新規）

改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る所得税及び復興特別所得税の
申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

〒
住 所
氏 名 様

税 務 署 長

あなたは、平成__年分の国外転出時課税制度に係る所得税及び復興特別所得税について、所得税法
第137条の2第1項
第137条の3第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告され
第137条の3第2項
た猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった所得税及び復興特別所得税の額 円は、至
急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付
してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イーロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 （ A - B ）			

○ 納税の猶予が認められない理由

(新規)

改正後	改正前
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税及び復興特別所得税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。	(新規)

改正後	改正前
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に 係る納税猶予が認められない旨の通知書 第 号 平成 年 月 日 〒 住所 氏名 殿 税務署長 あなたは、所得税法第137条の2第1項 第137条の3第1項 第137条の3第2項に規定する納税の猶予を受ける旨の平成 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。 なお、納税猶予が認められないこととなった所得税及び復興特別所得税の額 円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。 ○納税の猶予が認められない理由 （通知用）	(新規)

改正後	改正前
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等 に係る納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために 使用するものである。	(新規)

改正後

改正前

(新規)

第 _____ 号

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 _____

氏名 _____ 殿

税務署長

国外転出時課税制度の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

あなたが所得税法 第137条の2第1項 第137条の3第1項 第137条の3第2項 の規定により納税の猶予を受けている所得税及び復興
特別所得税については、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これ
により増加する額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただくこと
が必要です。

つきましては、増加する納税猶予税額_____円とこれに附帯する利子税との
合計額に相当する担保を平成____年____月____日までに提供してください。

なお、御不明の点がございましたら当署 資産課税（担当）部門 個人課税部門 まで御連絡ください。

※この文書による行政指導の責任者は、 税務署長です。

改正後	改正前
国外転出時課税制度の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書 使用目的 この通知書は、更正により納税猶予税額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。	(新規)

改正後

改正前

□□□-□□□□

住所

氏名

第 号

年 月 日

殿

税務署長

猶予期限が確定した所得税額及び復興特別所得税額の通知書（通知用）

あなたが所得税法 第80条の2 の規定により課税された 年分の所得税及び復興特
第80条の3

第137条の2第1項
別所得税について、同法 第137条の3第1項 の規定により、納税の猶予がなされていました
第137条の3第2項

が、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

- 1 納税の猶予がなされていた所得税及び復興特別所得税の額 円
- 2 猶予期限が確定した所得税及び復興特別所得税の額（猶予確定税額） 円
- 3 利子税の額 円
- 4 引き続き納税の猶予がされる所得税及び復興特別所得税の額 円
- 5 確定した所得税及び復興特別所得税の猶予期限 年 月 日
- 6 猶予期限が確定した理由

猶予期限が確定した所得税及び復興特別所得税の額及び利子税の額は、上記5の猶予期限までに
同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税
務署へ納付してください。

なお、上記5の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記2の猶予確定税額に、上記5の猶
予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納
付してください。

（資6-118-2-A4統一）

（新規）

改正後	改正前
猶予期限が確定した所得税額及び復興特別所得税額の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、納税管理人等 に対し、その旨を通知するために使用するものである。	(新規)

改正後	改正前
猶予期間が満了した所得税額及び復興特別所得税額の通知書 第 号 平成 年 月 日 〒 住 所 氏 名 殿 税 務 署 長 あなたが所得税法 第 60 条の 2 第 60 条の 3 の規定により課税された平成 年分の所得税及び復興特別所得 第 137 条の 2 第 1 項 税について、同法 第 137 条の 3 第 1 項 の規定により、納税の猶予がなされていましたが、猶予期間 第 137 条の 3 第 2 項 が満了し、次のとおり猶予期限が確定しますので通知します。 1 納税の猶予がなされていた所得税及び復興特別所得税の額・・・ 円 2 猶予期限が確定した所得税及び復興特別所得税の額（猶予確定税額） ・・・・・・ 円 3 利子税の額・・・・・・・・・・・・・・・・ 円 4 確定した所得税及び復興特別所得税の猶予期限・・・・・・ 平成 年 月 日 猶予期間が満了した所得税及び復興特別所得税の額及び利子税の額は、上記 4 の猶予期限までに 同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税 務署へ納付してください。 なお、上記 4 の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記 2 の猶予確定税額に、上記 4 の猶 予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納 付してください。 （資 6－119－2－A 4 統一）	(新規)

改正後	改正前
猶予期間が満了した所得税額及び復興特別所得税額の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予適用事案について、納税猶予の期間が満了した場合に、納税管理人等に対し、その旨を通知するために使用するものである。	(新規)

改 正 後

「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

特定貸付けに関する届出書には、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。

１ 特定貸付けに関する届出書の「２ 特定貸付けに関する事項」の「上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

(1) (1)を○で囲んだ人

イ (3)の貸付けにも該当する場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
- ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する市町村長の書類

ロ 上記以外の場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
- ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第３条第１項第 14 号の２の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(2) (2)を○で囲んだ人

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

イ 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**

ロ 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**
- ・ 届出に係る特定貸付けにつき農地法第３条第１項第 13 号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(3) (3)を○で囲んだ人

- ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

２ 平成 26 年 3 月 31 日以前の相続（遺贈）について相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続（遺贈）により取得をした日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が特定貸付けを行った場合には、その農業相続人が有する特例農地等が相続（遺贈）により取得した日において市街化区域内農地等である旨及び特例農地等の明細を記載した**市町村長の書類**を添付してください。

（資 1 2－1 2 0－4－A 4 統一）

改 正 前

「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

特定貸付けに関する届出書には、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。

１ 特定貸付けに関する届出書の「２ 特定貸付けに関する事項」の「上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

(1) (1)を○で囲んだ人

イ (3)の貸付けにも該当する場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第４項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
- ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する市町村長の書類

ロ 上記以外の場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第４項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
- ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第３条第１項第 14 号の２の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(2) (2)を○で囲んだ人

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

イ 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**

ロ 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**
- ・ 届出に係る特定貸付けにつき農地法第３条第１項第 13 号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(3) (3)を○で囲んだ人

- ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

２ 平成 26 年 3 月 31 日以前の相続（遺贈）について相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続（遺贈）により取得をした日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が特定貸付けを行った場合には、その農業相続人が有する特例農地等が相続（遺贈）により取得した日において市街化区域内農地等である旨及び特例農地等の明細を記載した**市町村長の書類**を添付してください。

（資 1 2－1 2 0－4－A 4 統一）

改正後

非上場株式等についての贈与税の納税猶予の継続届出書

税務署 受付印		平成____年____月____日	
____税務署長		〒 届出者 住所 _____	
		氏名 _____ (印) (電話番号 _____)	
第70条の7第1項 租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等 第70条の7の4第1項 第9項 について確認し、同条 第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。 第8項			
非上場株式等の 贈与を受けた 年月日		平成____年____月____日	
贈与者 被相続人	住所	氏名	
この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。			
1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)		平成____年____月____日	
2 1の基準日における猶予中 贈与税 額		____円	
3 1の基準日において有する特例(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)		____株(口・円)	
【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。			
	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所
イ	・ ・		左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額 株(口・円)
ロ	・ ・		株(口・円)
ハ	・ ・		株(口・円)
4 認定(贈与・相続)承継会社の名称 _____			
5 1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。			
【添付書類】 認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類			
① 定款の写し			
② 登記事項証明書(基準日以後に作成されたものに限ります。)(※1)			
③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。)			
④ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書(※1)			
⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し(※2)			
⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し			
⑦ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4に掲げる書類			
(※1) ②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。			
(※2) ⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。			
関与税理士		電話番号 _____	
※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	入力 確認 納税猶予番号

(資12②-13-A 4統一)

改正前

非上場株式等についての贈与税の納税猶予の継続届出書

税務署 受付印		平成____年____月____日	
____税務署長		〒 届出者 住所 _____	
		氏名 _____ (印) (電話番号 _____)	
第70条の7第1項 租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等 第70条の7の4第1項 第10項 について確認し、同条 第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。 第8項			
非上場株式等の 贈与を受けた 年月日		平成____年____月____日	
贈与者 被相続人	住所	氏名	
この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。			
1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)		平成____年____月____日	
2 1の基準日における猶予中 贈与税 額		____円	
3 1の基準日において有する特例(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)		____株(口・円)	
【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。			
	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所
イ	・ ・		左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額 株(口・円)
ロ	・ ・		株(口・円)
ハ	・ ・		株(口・円)
4 認定(贈与・相続)承継会社の名称 _____			
5 1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。			
【添付書類】 認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類			
① 定款の写し			
② 登記事項証明書(基準日以後に作成されたものに限ります。)(※1)			
③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。)			
④ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書(※1)			
⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し(※2)			
⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し			
⑦ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4に掲げる書類			
(※1) ②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。			
(※2) ⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。			
関与税理士		電話番号 _____	
※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	入力 確認 納税猶予番号

(資12②-13-A 4統一) (平28.6)

改 正 後

(裏)
記載方法等

- 1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税又は相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。
- (1) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方
- イ 経営贈与承継期間（注1）の場合 第一種贈与基準日（注2）の翌日から5か月を経過する日
- ロ 経営贈与承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種贈与基準日（注3）の翌日から3か月を経過する日
- （注1）「経営贈与承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日又は経営承継者若しくは贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- （注2）「第一種贈与基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- （注3）「第二種贈与基準日」とは、経営贈与承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- (2) 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方
- イ 経営承継期間（注4）の場合 第一種基準日（注5）の翌日から5か月を経過する日
- ロ 経営承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種基準日（注6）の翌日から3か月を経過する日
- （注4）「経営承継期間」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日又は経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- （注5）「第一種基準日」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から1年を経過することの日をいいます。
- （注6）「第二種基準日」とは、経営承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- (3) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方
- イ 経営相続承継期間（注7）の場合 第一種相続基準日（注8）の翌日から5か月を経過する日
- ロ 経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日（注9）の翌日から3か月を経過する日
- （注7）「経営相続承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの間に贈与者（経営承継者の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与が同条第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした同条第2項第3号に規定する経営承継者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）について相続が開始した場合におけるその相続の開始の日からその5年を経過する日又は経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- （注8）「第一種相続基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- （注9）「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- 2 「3.1の基準日において有する特例（受贈・相続）非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の数は金額」の【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継者が基準日において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。
- この場合において、同条第1項の規定の適用に係る贈与の時に贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同条第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。（提出書類）
- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※1）
- ② 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
- イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※1）
- ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限りします。）
- ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し（※2）
- （※1）①及び②イの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
- （※2）②ハの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改 正 前

(裏)
記載方法等

- 1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税又は相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。
- (1) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方
- イ 経営贈与承継期間（注1）の場合 第一種贈与基準日（注2）の翌日から5か月を経過する日
- ロ 経営贈与承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種贈与基準日（注3）の翌日から3か月を経過する日
- （注1）「経営贈与承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日又は経営承継者若しくは贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- （注2）「第一種贈与基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- （注3）「第二種贈与基準日」とは、経営贈与承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- (2) 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方
- イ 経営承継期間（注4）の場合 第一種基準日（注5）の翌日から5か月を経過する日
- ロ 経営承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種基準日（注6）の翌日から3か月を経過する日
- （注4）「経営承継期間」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日又は経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- （注5）「第一種基準日」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から1年を経過することの日をいいます。
- （注6）「第二種基準日」とは、経営承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- (3) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方
- イ 経営相続承継期間（注7）の場合 第一種相続基準日（注8）の翌日から5か月を経過する日
- ロ 経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日（注9）の翌日から3か月を経過する日
- （注7）「経営相続承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの間に贈与者（経営承継者の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与が同条第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした同条第2項第3号に規定する経営承継者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）について相続が開始した場合におけるその相続の開始の日からその5年を経過する日又は経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- （注8）「第一種相続基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- （注9）「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- 2 「3.1の基準日において有する特例（受贈・相続）非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の数は金額」の【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継者が基準日において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。
- この場合において、同条第1項の規定の適用に係る贈与の時に贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同条第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。（提出書類）
- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※1）
- ② 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
- イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※1）
- ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限りします。）
- ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し（※2）
- （※1）①及び②イの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
- （※2）②ハの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正後

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

受贈者、相続人(受遺者)の氏名	入 力 欄
	※

租税特別措置法施行令 第40条の8第35項
第40条の8の2第42項の規定による継続届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する
明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続) 承継会社の名称	(変更前)	本店の 所在地	(変更前)
この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日 までに終了する各事業年度における総収入金額(注1)		① 直前の事業年度 円	② 2期前の事業年度 円
経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)の直前の経営 (贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、商号の変更、 本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社 等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事 由及びその事実の発生日		事実発生日	・
		事 由	・

※基準日が特例の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には、その基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第5項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第23項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。)(注2)	□
---	---

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円
② 直前の事業年度末における準備金の額	円
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額	円
④ 直前の事業年度における総収入金額	円
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注3)	帳簿価額 運用収入
有価証券	資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する特別子会社の株式又は持分 a 円 j 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。) b 円 k 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外 c 円 l 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外 d 円 m 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外 e 円 n 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産 f 円 o 円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産 g 円 p 円
⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注4)	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 h 円
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 i 円
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)	円
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)	円
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合(⑦/(⑤+⑥))	%
⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑧/④)	%
基準日における常時使用従業員数(注5)	人

(資12②-14-A-4統一)

改正前

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

受贈者、相続人(受遺者)の氏名	入 力 欄
	※

租税特別措置法施行令 第40条の8第35項
第40条の8の2第42項の規定による継続届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する
明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続) 承継会社の名称	(変更前)	本店の 所在地	(変更前)
この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日 までに終了する各事業年度における総収入金額(注1)		① 直前の事業年度 円	② 2期前の事業年度 円
経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)の直前の経営 (贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、商号の変更、 本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社 等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事 由及びその事実の発生日		事実発生日	・
		事 由	・

※基準日が特例の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には、その基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円
② 直前の事業年度末における準備金の額	円
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額	円
④ 直前の事業年度における総収入金額	円
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注2)	帳簿価額 運用収入
有価証券	資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する特別子会社の株式又は持分 a 円 j 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。) b 円 k 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外 c 円 l 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外 d 円 m 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外 e 円 n 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産 f 円 o 円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産 g 円 p 円
⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注3)	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 h 円
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 i 円
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)	円
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)	円
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合(⑦/(⑤+⑥))	%
⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑧/④)	%
基準日における常時使用従業員数(注4)	人

(資12②-14-A-4統一)

※欄には記載しないでください。

この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税額算定の継続届出書と一緒に提出してください。

※欄には記載しないでください。

この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税額算定の継続届出書と一緒に提出してください。

改正後

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係がある者をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方又は非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (注1) 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。⁽⁹⁾以下同じです。）のみを①欄に記載し、基準日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。
- ※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。
- (注2) 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の基準日まで間に、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第5項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第23項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。
- (注3) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。
- (注4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。
- (注5) 「基準日における常時使用従業員数」欄は、平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

改正前

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係がある者をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方又は非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (注1) 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。⁽⁹⁾以下同じです。）のみを①欄に記載し、基準日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。
- ※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。
- (注2) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。
- (注3) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。
- (注4) 「基準日における常時使用従業員数」欄は、平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

改 正 後

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額
又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書

受贈者、相 続人（受遺 者）の氏名		入 ※	力 ※	確 認
-------------------------	--	--------	--------	--------

1 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の基準日の直前の経営（贈与・相
続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細
相続税
は、次のとおりです。

番 号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事 由 が 生 じ た 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税額
	☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子 会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子 会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子 会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子 会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円

2 再計算免除贈与税・相続税額の明細

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の基準日の直前の経営(贈与・相続)
報告基準日の翌日からその基準日までの間に、免除された再計算免除 贈与税 額の明細は、次のとおりです。
相続税

番 号	認可決定日	剰余金の配当等の額	再計算免除贈与税・相続税額
	・ ・	円	円
	・ ・	円	円
	・ ・	円	円

(資12②-15-A 4 統一)

改 正 前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額
又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書

受贈者、相 続人（受遺 者）の氏名		入 ※	力 ※	確 認
-------------------------	--	--------	--------	--------

1 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の基準日の直前の経営（贈与・相
続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細
相続税
は、次のとおりです。

番 号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事 由 が 生 じ た 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税額
	☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子 会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子 会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子 会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子 会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円

2 再計算免除贈与税・相続税額の明細

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の基準日の直前の経営(贈与・相続)
報告基準日の翌日からその基準日までの間に、免除された再計算免除 贈与税 額の明細は、次のとおりです。
相続税

番 号	認可決定日	剰余金の配当等の額	再計算免除贈与税・相続税額
	・ ・	円	円
	・ ・	円	円
	・ ・	円	円

(資12②-15-A 4 統一)

※欄には記載しないでください。

※欄には記載しないでください。

改正後

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「期限の到来した事由」中
- イ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第70条の7第4項第1号又は同法第70条の7の2第4項第1号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- ロ 「適格合併・適格交換等」とは、同法第70条の7第4項第2号又は第70条の7の2第4項第2号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
- ハ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第5項第2号又は第70条の7の2第5項第2号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
- ニ 「合併により消滅」とは、同法第70条の7第5項第3号又は第70条の7の2第5項第3号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
- ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第5項第4号又は第70条の7の2第5項第4号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
- ヘ 「会社分割」とは、同法第70条の7第5項第5号又は第70条の7の2第5項第5号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
- ト 「組織変更」とは、同法第70条の7第5項第6号又は第70条の7の2第5項第6号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
- 3 「事由が生じた年月日」とは、
- イ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。
- ロ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
- ハ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
- ニ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
- ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
- ヘ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
- ト 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
- 4 「2 再計算免除贈与税・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法第70条の7第24項又は第70条の7の2第25項（同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。）による通知があった場合に記載します。
- 5 「認可決定日」とは、租税特別措置法第70条の7第21項又は第70条の7の2第22項（同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。）に規定する「認可決定日」をいいます。
- 6 「剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7第21項第2号又は第70条の7の2第22項第2号（同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。）に掲げる金額をいいます。

改正前

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「期限の到来した事由」中
- イ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第70条の7第5項第1号又は同法第70条の7の2第4項第1号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- ロ 「適格合併・適格交換等」とは、同法第70条の7第5項第2号又は第70条の7の2第4項第2号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
- ハ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第6項第2号又は第70条の7の2第5項第2号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
- ニ 「合併により消滅」とは、同法第70条の7第6項第3号又は第70条の7の2第5項第3号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
- ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第6項第4号又は第70条の7の2第5項第4号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
- ヘ 「会社分割」とは、同法第70条の7第6項第5号又は第70条の7の2第5項第5号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
- ト 「組織変更」とは、同法第70条の7第6項第6号又は第70条の7の2第5項第6号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
- 3 「事由が生じた年月日」とは、
- イ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。
- ロ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
- ハ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
- ニ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
- ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
- ヘ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
- ト 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
- 4 「2 再計算免除贈与税・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法第70条の7第25項又は第70条の7の2第25項（同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。）による通知があった場合に記載します。
- 5 「認可決定日」とは、租税特別措置法第70条の7第22項又は第70条の7の2第22項（同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。）に規定する「認可決定日」をいいます。
- 6 「剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7第22項第2号又は第70条の7の2第22項第2号（同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。）に掲げる金額をいいます。

改正後

非上場株式等についての贈与税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

税務署
受付印

平成____年____月____日

税務署長

平成____年____月____日に贈与者受贈者(氏名:_____) (住所:_____)が死亡し、租税特別措置法第70条の7第15項第1号第70条の7の2第16項第1号第70条の7の4第12項の規定により次の贈与税相続税を免除されたいので届け出ます。

【届出者】※書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒

住所____氏名____印

贈与者受贈者との続柄相続人等

1 特例(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与を受けた年月日平成____年____月____日相続(遺贈)があった相続税額

2 死亡日の直前における猶予中贈与税額

3 死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額____株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(4)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))	④免除を受ける株式等	⑤死亡日の後(④・⑤)
イ	・	・		④死亡日の直前		
ロ	・	・				
ハ	・	・				

(注)「④免除を受ける株式等」欄には、死亡した贈与者から贈与を受けた株式等の数又は金額を記載します。

4 免除を受ける贈与税相続税額

※ 租税特別措置法第70条の7第15項第2号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」(円) × $\frac{\text{死亡した贈与者から贈与を受けた非上場株式等の数又は金額(注1)}}{\text{上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」(株(口・円))}}$ = 免除を受ける贈与税額(注2)(円)

上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」(株(口・円))

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【非上場株式等の内訳等】の「④免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「④免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。

2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

5 贈与者被相続人の住所____氏名____

6 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日まで間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士

電話番号

※

通信日付印の年月日

確認印

入力

確認

納税猶予番号

(資12②-16-1A4統一) (平29.6)

※欄は記入しなくても構いません。

改正前

非上場株式等についての贈与税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

税務署
受付印

平成____年____月____日

税務署長

平成____年____月____日に贈与者受贈者(氏名:_____) (住所:_____)が死亡し、租税特別措置法第70条の7第16項第1号第70条の7の2第16項第1号第70条の7の4第12項の規定により次の贈与税相続税を免除されたいので届け出ます。

【届出者】※書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒

住所____氏名____印

贈与者受贈者との続柄相続人等

1 特例(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与を受けた年月日平成____年____月____日相続(遺贈)があった相続税額

2 死亡日の直前における猶予中贈与税額

3 死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額____株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(4)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))	④免除を受ける株式等	⑤死亡日の後(④・⑤)
イ	・	・		④死亡日の直前		
ロ	・	・				
ハ	・	・				

(注)「④免除を受ける株式等」欄には、死亡した贈与者から贈与を受けた株式等の数又は金額を記載します。

4 免除を受ける贈与税相続税額

※ 租税特別措置法第70条の7第16項第2号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」(円) × $\frac{\text{死亡した贈与者から贈与を受けた非上場株式等の数又は金額(注1)}}{\text{上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」(株(口・円))}}$ = 免除を受ける贈与税額(注2)(円)

上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」(株(口・円))

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【非上場株式等の内訳等】の「④免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「④免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。

2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

5 贈与者被相続人の住所____氏名____

6 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日まで間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士

電話番号

※

通信日付印の年月日

確認印

入力

確認

納税猶予番号

(資12②-16-1A4統一) (平29.6)

※欄は記入しなくても構いません。

改正後

(裏)

- 1 届出書を提出する人
贈与者^(第1)、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合には、経営承継受贈者、経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、経営承継相続人等の相続人又は経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります^(第2・3)。
- (注) 1 非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与である場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。
2 贈与者、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。
3 贈与者が死亡（この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から5年以内における死亡に限ります。）した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき（この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限ります。）は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。
- 2 記載方法等
- (1) 標題の「

贈与税 相続税	贈与者 相続人等
------------	-------------

」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。
- 第70条の7第15項第__号
なお、「第70条の7の2第16項第1号」の箇所について、租税特別措置法第70条の7第15項の規定に基づき、第70条の7の4第12項
- この届出書を提出する場合には、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。
- | | 区分 | 記載例 |
|---|---------------------------|---------------|
| ① | 贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合 | 第70条の7第15項第1号 |
| ② | 贈与者が死亡した場合 | 第70条の7第15項第2号 |
- (2) 本文の「平成 年 月 日に受贈者（氏名： ）（住所： ）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。
- 贈与者
(3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。
- (4) 「3 死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」の【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。
この場合において、同条第1項の規定の適用に係る贈与の時における贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同条第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。
(注) 「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第70条の7第15項第2号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正前

(裏)

- 1 届出書を提出する人
贈与者^(第1)、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合には、経営承継受贈者、経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、経営承継相続人等の相続人又は経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります^(第2・3)。
- (注) 1 非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第16項第3号の規定の適用に係る贈与である場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。
2 贈与者、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。
3 贈与者が死亡（この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から5年以内における死亡に限ります。）した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき（この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限ります。）は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。
- 2 記載方法等
- (1) 標題の「

贈与税 相続税	贈与者 相続人等
------------	-------------

」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。
- 第70条の7第16項第__号
なお、「第70条の7の2第16項第1号」の箇所について、租税特別措置法第70条の7第16項の規定に基づき、第70条の7の4第12項
- この届出書を提出する場合には、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。
- | | 区分 | 記載例 |
|---|---------------------------|---------------|
| ① | 贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合 | 第70条の7第16項第1号 |
| ② | 贈与者が死亡した場合 | 第70条の7第16項第2号 |
- (2) 本文の「平成 年 月 日に受贈者（氏名： ）（住所： ）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。
- 贈与者
(3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。
- (4) 「3 死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」の【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第16項第3号の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。
この場合において、同条第1項の規定の適用に係る贈与の時における贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同条第16項第3号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。
(注) 「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第70条の7第16項第2号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正後

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書 (免 除 届 出 用)		受贈者、相続人(受遺者)の氏名	入 力 確 認 ※	※	
租税特別措置法施行令 第40条の8第36項 の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。					
認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)		
死亡等の日(注1)の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額(注2)	① 直前の事業年度 円	② 2期前の事業年度 円	③ 3期前の事業年度 円		
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日		事実発生日	・		
※死亡等の日が特例の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。		事 由			
基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第5項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第23項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。)(注3)					
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額		円			
② 直前の事業年度末における準備金の額		円			
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額		円			
④ 直前の事業年度における総収入金額		円			
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注4)		帳簿価額	運用収入		
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	円	j	円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	円	k	円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	円	l	円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	円	m	円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	円	n	円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	円	o	円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	円	p	円
⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注5)		h	円	i	円
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)		円			
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)		円			
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合(⑦/(③+⑥))	%	⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑧/④)	%		
基準日における常時使用従業員数(注6)		人			

(資12⑫-17-A 4 統一)

※欄には記載しないでください。
この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書と一緒に提出してください。

改正前

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書 (免 除 届 出 用)		受贈者、相続人(受遺者)の氏名	入 力 確 認 ※	※	
租税特別措置法施行令 第40条の8第36項 の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。					
認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)		
死亡等の日(注1)の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額(注2)	① 直前の事業年度 円	② 2期前の事業年度 円	③ 3期前の事業年度 円		
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日		事実発生日	・		
※死亡等の日が特例の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。		事 由			
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額		円			
② 直前の事業年度末における準備金の額		円			
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額		円			
④ 直前の事業年度における総収入金額		円			
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注3)		帳簿価額	運用収入		
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	円	i	円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	円	k	円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	円	l	円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	円	m	円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	円	n	円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	円	o	円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	円	p	円
⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注4)		h	円	i	円
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)		円			
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)		円			
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合(⑦/(③+⑥))	%	⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑧/④)	%		
基準日における常時使用従業員数(注5)		人			

(資12⑫-17-A 4 統一)

※欄には記載しないでください。
この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書と一緒に提出してください。

改正後

(裏)

租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 1 条第 12 項第 2 号イに定めるものをいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 3 号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 3 号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 3 号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 10 項に定める特別の関係がある者をいいます。
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。

- (注 1) 「死亡等の日」とは、
イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 36 項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第 70 条の 7 第 16 項第 2 号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第 70 条の 7 第 16 項第 3 号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第 1 項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 第 43 項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

- (注 2) 死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。）^(※)のみを①欄に記載し、死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前 3 期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。
※ 平成 26 年 12 月 31 日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の規定の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）附則第 86 条第 14 項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第 70 条の 7、第 70 条の 7 の 2 又は第 70 条の 7 の 4 の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

- (注 3) 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 5 項又は第 40 条の 8 の 2 第 7 項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第 40 条の 8 第 23 項第 2 号イからハまで又は第 40 条の 8 の 2 第 30 項第 2 号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。

- (注 4) 「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

- (注 5) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第 70 条の 7 の 2 第 1 項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

- (注 6) 「基準日における常時使用従業員数」欄は、平成 26 年 12 月 31 日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）附則第 86 条第 14 項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第 70 条の 7、第 70 条の 7 の 2 又は第 70 条の 7 の 4 の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

改正前

(裏)

租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 1 条第 12 項第 2 号イに定めるものをいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 3 号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 3 号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 3 号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 10 項に定める特別の関係がある者をいいます。
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。

- (注 1) 「死亡等の日」とは、
イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 36 項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第 70 条の 7 第 16 項第 2 号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第 70 条の 7 第 16 項第 3 号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第 1 項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 第 43 項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

- (注 2) 死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。）^(※)のみを①欄に記載し、死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前 3 期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。
※ 平成 26 年 12 月 31 日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の規定の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）附則第 86 条第 14 項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第 70 条の 7、第 70 条の 7 の 2 又は第 70 条の 7 の 4 の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

- (注 3) 「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

- (注 4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第 70 条の 7 の 2 第 1 項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

- (注 5) 「基準日における常時使用従業員数」欄は、平成 26 年 12 月 31 日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）附則第 86 条第 14 項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第 70 条の 7、第 70 条の 7 の 2 又は第 70 条の 7 の 4 の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

改 正 後					改 正 前																																																																
納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税相続税額の明細書 (免 除 届 出 用) 受贈者、相続人（受遺者）の氏名 入 力 確 認 ※ ※ 租税特別措置法施行令第40条の8第36項第40条の8の2第43項の規定による死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税相続税額の明細は、次のとおりです。 <table><thead><tr><th>番 号</th><th>期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)</th><th>事 由 が 生 じ た 年 月 日</th><th>期限が到来した 株(口)数等</th><th>期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更</td><td>・ ・</td><td>株(口)円</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更</td><td>・ ・</td><td>株(口)円</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更</td><td>・ ・</td><td>株(口)円</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更</td><td>・ ・</td><td>株(口)円</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更</td><td>・ ・</td><td>株(口)円</td><td>円</td></tr></tbody></table> (資12②-18-A 4 統一)					番 号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事 由 が 生 じ た 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額		☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円		☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円		☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円		☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円		☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税相続税額の明細書 (免 除 届 出 用) 受贈者、相続人（受遺者）の氏名 入 力 確 認 ※ ※ 租税特別措置法施行令第40条の8第36項第40条の8の2第43項の規定による死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税相続税額の明細は、次のとおりです。 <table><thead><tr><th>番 号</th><th>期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)</th><th>事 由 が 生 じ た 年 月 日</th><th>期限が到来した 株(口)数等</th><th>期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更</td><td>・ ・</td><td>株(口)円</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更</td><td>・ ・</td><td>株(口)円</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更</td><td>・ ・</td><td>株(口)円</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更</td><td>・ ・</td><td>株(口)円</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更</td><td>・ ・</td><td>株(口)円</td><td>円</td></tr></tbody></table> (資12②-18-A 4 統一)					番 号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事 由 が 生 じ た 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額		☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円		☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円		☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円		☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円		☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
番 号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事 由 が 生 じ た 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額																																																																	
	☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円																																																																	
	☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円																																																																	
	☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円																																																																	
	☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円																																																																	
	☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円																																																																	
番 号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事 由 が 生 じ た 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額																																																																	
	☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円																																																																	
	☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円																																																																	
	☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円																																																																	
	☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円																																																																	
	☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円																																																																	

改正後

(裏)

租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 15 項第 2 号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等の全てを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。

ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営報告基準日」をいいます。

ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「期限の到来した事由」中

イ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 第 4 項第 1 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 4 項第 1 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

ロ 「適格合併・適格交換等」とは、同法第 70 条の 7 第 4 項第 2 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 4 項第 2 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

ハ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の 7 第 5 項第 2 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 2 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

ニ 「合併により消滅」とは、同法第 70 条の 7 第 5 項第 3 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 3 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の 7 第 5 項第 4 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 4 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

ヘ 「会社分割」とは、同法第 70 条の 7 第 5 項第 5 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 5 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

ト 「組織変更」とは、同法第 70 条の 7 第 5 項第 6 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 6 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- 3 「事由が生じた年月日」とは、

イ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。

ロ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。

ハ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。

ニ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。

ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。

ヘ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。

ト 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
- 4 「死亡等の日」とは、

イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 36 項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第 70 条の 7 第 15 項第 2 号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第 70 条の 7 第 15 項第 3 号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第 1 項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 第 43 項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- (注) 経営承継受贈者、経営承継受贈者に係る贈与者又は経営承継相続人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の提出期限」となります。

改正前

(裏)

租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等の全てを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。

ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営報告基準日」をいいます。

ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「期限の到来した事由」中

イ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 第 5 項第 1 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 4 項第 1 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

ロ 「適格合併・適格交換等」とは、同法第 70 条の 7 第 5 項第 2 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 4 項第 2 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

ハ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の 7 第 6 項第 2 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 2 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

ニ 「合併により消滅」とは、同法第 70 条の 7 第 6 項第 3 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 3 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の 7 第 6 項第 4 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 4 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

ヘ 「会社分割」とは、同法第 70 条の 7 第 6 項第 5 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 5 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

ト 「組織変更」とは、同法第 70 条の 7 第 6 項第 6 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 6 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- 3 「事由が生じた年月日」とは、

イ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。

ロ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。

ハ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。

ニ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。

ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。

ヘ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。

ト 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
- 4 「死亡等の日」とは、

イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 36 項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第 70 条の 7 第 16 項第 2 号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第 70 条の 7 第 16 項第 3 号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第 1 項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 第 43 項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- (注) 経営承継受贈者、経営承継受贈者に係る贈与者又は経営承継相続人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の提出期限」となります。

改正後

非上場株式等についての贈与税の納税猶予の免除届出書（特例免除）

税務署
受付印

平成 年 月 日

税務署長

私は、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をし、同法第70条の7の2第16項第2号の規定により次の贈与税相続税を免除されたいので届け出ます。

【届出者】

〒

住所 氏名 印

認定（贈与・相続）承継会社の商号

- 1 特例（受贈・相続）非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の贈与をした年月日 平成 年 月 日
- 2 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名 住所 氏名
- 3 贈与の直前における猶予中 贈与税 額 相続税 額 円
- 4 贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額 株（口・円）
- 5 贈与をした非上場株式等の数又は金額 株（口・円）

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の（2）をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額（単位：株（口・円））		
				④贈与の直前	⑤贈与をした株式等	⑥贈与をした日の後（④－⑤）
イ	・ ・					
ロ	・ ・					
ハ	・ ・					

6 免除を受ける 贈与税 額 相続税 額 円

※ 次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記3の「贈与の直前における猶予中 贈与税 額 相続税 額」 (円) × $\frac{\text{贈与をした非上場株式等の数又は金額（注1）（株（口・円））}}{\text{上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」（株（口・円））}}$ = 免除を受ける 贈与税 額 相続税 額（注2） (円)

この欄の金額を「6 免除を受ける 贈与税 額 相続税 額」欄に記載してください。

（注）1 「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。

2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

7 非上場株式等を相続（遺贈）した年月日 平成 年 月 日

8 被相続人の住所 氏名

9 贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士 電話 番号

※	通信日付印の年月日	確認印	入 力	確 認	納税猶予番号
	年 月 日				

（資12②－19－1 A 4 統一）（平23.6）

改正前

非上場株式等についての贈与税の納税猶予の免除届出書（特例免除）

税務署
受付印

平成 年 月 日

税務署長

私は、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をし、同法第70条の7の2第16項第2号の規定により次の贈与税相続税を免除されたいので届け出ます。

【届出者】

〒

住所 氏名 印

認定（贈与・相続）承継会社の商号

- 1 特例（受贈・相続）非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の贈与をした年月日 平成 年 月 日
- 2 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名 住所 氏名
- 3 贈与の直前における猶予中 贈与税 額 相続税 額 円
- 4 贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額 株（口・円）
- 5 贈与をした非上場株式等の数又は金額 株（口・円）

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の（2）をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額（単位：株（口・円））		
				④贈与の直前	⑤贈与をした株式等	⑥贈与をした日の後（④－⑤）
イ	・ ・					
ロ	・ ・					
ハ	・ ・					

6 免除を受ける 贈与税 額 相続税 額 円

※ 次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記3の「贈与の直前における猶予中 贈与税 額 相続税 額」 (円) × $\frac{\text{贈与をした非上場株式等の数又は金額（注1）（株（口・円））}}{\text{上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」（株（口・円））}}$ = 免除を受ける 贈与税 額 相続税 額（注2） (円)

この欄の金額を「6 免除を受ける 贈与税 額 相続税 額」欄に記載してください。

（注）1 「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。

2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

7 非上場株式等を相続（遺贈）した年月日 平成 年 月 日

8 被相続人の住所 氏名

9 贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士 電話 番号

※	通信日付印の年月日	確認印	入 力	確 認	納税猶予番号
	年 月 日				

（資12②－19－1 A 4 統一）（平23.6）

※欄は記入しなくても構いません。

※欄は記入しなくても構いません。

改正後

(裏)

1 届出書を提出する人

経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（経営贈与承継期間内に経営承継受贈者がその有する非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その有しないこととなった日）以後に同法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同条第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

2 記載方法等

(1) 届出者の欄には、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の住所、氏名及び認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。

(2) 「5 贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。

イ 贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ 租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与により取得をした同条第1項の非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同条第1項の規定の適用を受けた他の経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ 【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、同条第1項の規定の適用に係る贈与の時における贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同条第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(3) 「7 非上場株式等を相続(遺贈)した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続(遺贈)により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「8 被相続人の住所_氏名_」欄には、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

3 「経営承継者」とは、

イ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ロ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4 この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正前

(裏)

1 届出書を提出する人

経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（経営贈与承継期間内に経営承継受贈者がその有する非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その有しないこととなった日）以後に同法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同条第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

2 記載方法等

(1) 届出者の欄には、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の住所、氏名及び認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。

(2) 「5 贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。

イ 贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の7第16項第3号又は同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ 租税特別措置法第70条の7第16項第3号又は同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の7第16項第3号の規定の適用に係る贈与により取得をした同条第1項の非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同条第1項の規定の適用を受けた他の経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ 【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第16項第3号の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、同条第1項の規定の適用に係る贈与の時における贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同条第16項第3号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(3) 「7 非上場株式等を相続(遺贈)した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続(遺贈)により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「8 被相続人の住所_氏名_」欄には、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

3 「経営承継者」とは、

イ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ロ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4 この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正後

改正前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税の免除申請書
相続税

非上場株式等についての納税猶予の贈与税の免除申請書
相続税

税務署
受付印

税務署長

平成____年____月____日

〒
住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 - -)

第70条の7第16項
租税特別措置法 第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る猶予中の相続税について、
第70条の7の4第12項 贈与税

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

※ 該当する事由にレ点を付してください。

☐ ① 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当

（譲渡先の氏名又は名称） _____

（譲渡先の住所又は所在地） _____

☐ ② 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当

（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日）平成____年____月____日

（解散をした日）平成____年____月____日

☐ ③ 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当

（吸収合併存続会社等（注1）の名称） _____

（吸収合併存続会社等の所在地） _____

☐ ④ 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当

（株式交換完全親会社等（注2）の名称） _____

（株式交換完全親会社等の所在地） _____

2 1の事情が生じた年月日

平成____年____月____日

3 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額（注3）・・・・・・① _____円

② 特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額（注4）・・・・② _____円

③ 特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注5）・・・・③ _____円

④ ②と③のいずれか大きい金額・・・・・・④ _____円

⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注6）・・・・・・⑤ _____円

イ 経営承継者（注7）及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・（イ _____円）

ロ 会社から支給された給与（注8）の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額・・・・（ロ _____円）

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・・⑥ _____円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

※欄は記入しなくても構いません。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
---	--------------------	-----	----	----	--------

(資12② - 25 - A 4 統一) (平29.6)

税務署
受付印

税務署長

平成____年____月____日

〒
住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 - -)

第70条の7第17項
租税特別措置法 第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る猶予中の相続税について、
第70条の7の4第12項 贈与税

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

※ 該当する事由にレ点を付してください。

☐ ① 租税特別措置法（第70条の7第17項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当

（譲渡先の氏名又は名称） _____

（譲渡先の住所又は所在地） _____

☐ ② 租税特別措置法（第70条の7第17項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当

（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日）平成____年____月____日

（解散をした日）平成____年____月____日

☐ ③ 租税特別措置法（第70条の7第17項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当

（吸収合併存続会社等（注1）の名称） _____

（吸収合併存続会社等の所在地） _____

☐ ④ 租税特別措置法（第70条の7第17項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当

（株式交換完全親会社等（注2）の名称） _____

（株式交換完全親会社等の所在地） _____

2 1の事情が生じた年月日

平成____年____月____日

3 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額（注3）・・・・・・① _____円

② 特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額（注4）・・・・② _____円

③ 特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注5）・・・・③ _____円

④ ②と③のいずれか大きい金額・・・・・・④ _____円

⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注6）・・・・・・⑤ _____円

イ 経営承継者（注7）及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・（イ _____円）

ロ 会社から支給された給与（注8）の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額・・・・（ロ _____円）

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・・⑥ _____円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

※欄は記入しなくても構いません。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
---	--------------------	-----	----	----	--------

(資12② - 25 - A 4 統一) (平28.6)

改正後

(裏)

《 添付書類等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合とは、
 - ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第39項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第32項及び同規則第23条の10第30項に定める者をいいます。
 - ② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
- 3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）

- 2 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 その他参考となる書類

- 3 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

- 1 合併があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- 4 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注2）となった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 株式交換等があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- (注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。
- (注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。
- (注3) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- (注4) 特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に関して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。
- (注5) 「特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第33項又は同規則第23条の10第31項に定める金額をいいます。
- (注6) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。
- (注7) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続継受贈者」をいいます。
- (注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

(裏)

《 添付書類等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第17項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合とは、
 - ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第36項及び租税特別措置法施行規則第23条の9第32項に定める者をいいます。
 - ② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第37項に定める事実をい、「一定のもの」とは、同項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
- 3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 4 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 3 その他参考となる書類

- 2 租税特別措置法（第70条の7第17項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 その他参考となる書類

- 3 租税特別措置法（第70条の7第17項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

- 1 合併があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- 4 租税特別措置法（第70条の7第17項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注2）となった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 株式交換等があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- (注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。
- (注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。
- (注3) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- (注4) 特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に関して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。
- (注5) 「特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第33項に定める金額をいいます。
- (注6) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。
- (注7) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続継受贈者」をいいます。
- (注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後	改正前
非上場株式等についての納税猶予の贈与税 相続税の免除申請書（災害等免除） 税務署 受付印 平成 年 月 日 税務署長 〒 住所 氏名 印 (電話番号 - -) 第70条の7第32項 租税特別措置法 第70条の7の2第33項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の相続税 について、 第70条の7の4第17項 贈与税 次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。 1 この申請に係る事由の別 認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地 ※ 該当する事由にレ点を付けてください。 ☐ ① 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当 (譲渡等をした日) 平成 年 月 日 (譲渡先の氏名又は名称) (譲渡先の住所又は所在地) ☐ ② 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当 (破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 平成 年 月 日 (解散をした日) 平成 年 月 日 2 1の事情の詳細 ※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。 3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算 ※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。 ① 猶予中贈与税・相続税額（注1）・・・・・・・・・① ② 特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額・・・・・・・・・② ③ 特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注2）・・・・③ ④ ②と③のいずれか大きい金額・・・・・・・・・④ ⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注3）・・・・・・・・・⑤ イ 経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が 会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・・・・・・（イ ロ 会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第 34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額・・・・（ロ ⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・・⑥ ※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。 関与税理士 電 話 番 号 ※ 通達日付印の年月日 確認印 入 力 確 認 納税猶予番号 年 月 日 ※欄には記入しないでください。（資12②・25-2・A4統一）（平29.4）	(新規)

改 正 後

改 正 前

(新規)

《 添 付 書 類 等 》

- この申請書は、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限ります。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。
- なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日（事由に該当することとなった日が平成29年3月31日以前の場合は、平成29年4月1日）から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」及び関係書類を添付して提出する必要があります。
- 1 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合とは、
- ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
- （注） 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第39項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第32項及び同規則第23条の10第30項に定める者をいいます。
- ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準する一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。
- （注） 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をいひ、「一定のもの」とは、同令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。
- 【①に該当する場合の添付書類】
- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
- 3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りします。）
- 4 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 5 その他参考となる書類
- 【②に該当する場合の添付書類】
- 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
- ・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りします。）
- 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 4 その他参考となる書類
- 2 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。
- 【添付書類】
- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 3 その他参考となる書類
- （注）1 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- 2 「特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第33項又は同規則第23条の10第31項に定める金額をいいます。
- 3 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
- 4 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

非上場株式等についての納税猶予の贈与税相続税の再計算免除申請書

税務署 受付印	平成____年____月____日 税務署長 〒_____ 住所_____ 氏名_____ (電話番号_____-_____-_____)印	※欄は記入しないでください。																											
第70条の7第1項 租税特別措置法 第70条の7の2第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 について、 第70条の7の4第1項 第21項 次のとおり同条 第22項 の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。 第13項																													
1 この申請に係る事由の別 認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____ (※ 認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。) <table><tr><td>☐</td><td>①</td><td>民事再生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと</td></tr><tr><td>☐</td><td>②</td><td>会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと</td></tr><tr><td>☐</td><td>③</td><td>民事再生法の規定による更生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号に規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと</td></tr></table>			☐	①	民事再生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと	☐	②	会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと	☐	③	民事再生法の規定による更生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号に規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと																		
☐	①	民事再生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと																											
☐	②	会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと																											
☐	③	民事再生法の規定による更生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号に規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと																											
2 1の事情が生じた年月日 平成____年____月____日																													
3 1の事情の詳細 (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)																													
4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算 <table><tr><td>①</td><td>猶予中贈与税・相続税額 (注1)</td><td>円</td></tr><tr><td>②</td><td>再計算猶予中贈与税・相続税額 (注2)</td><td>円 下表の「特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算」の「認可決定日における価額」欄の価額に基づき再計算をした納税猶予分の贈与税額又は相続税額を記入します。</td></tr><tr><td>③</td><td>剰余金の配当等の額（イ＋ロ） (注3)</td><td>円</td></tr><tr><td>イ</td><td>経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額</td><td>円</td></tr><tr><td>ロ</td><td>認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額</td><td>円</td></tr><tr><td>④</td><td>再計算免除贈与税・相続税額 (①－(②＋③))</td><td>円</td></tr></table> (※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。) 特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算 <table><tr><td>a</td><td>認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額</td><td>円</td></tr><tr><td>b</td><td>認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額</td><td>株（ロ・円）</td></tr><tr><td>c</td><td>認可決定日における価額（a×b） (注2)</td><td>円</td></tr></table>			①	猶予中贈与税・相続税額 (注1)	円	②	再計算猶予中贈与税・相続税額 (注2)	円 下表の「特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算」の「認可決定日における価額」欄の価額に基づき再計算をした納税猶予分の贈与税額又は相続税額を記入します。	③	剰余金の配当等の額（イ＋ロ） (注3)	円	イ	経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円	ロ	認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円	④	再計算免除贈与税・相続税額 (①－(②＋③))	円	a	認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円	b	認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株（ロ・円）	c	認可決定日における価額（a×b） (注2)	円
①	猶予中贈与税・相続税額 (注1)	円																											
②	再計算猶予中贈与税・相続税額 (注2)	円 下表の「特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算」の「認可決定日における価額」欄の価額に基づき再計算をした納税猶予分の贈与税額又は相続税額を記入します。																											
③	剰余金の配当等の額（イ＋ロ） (注3)	円																											
イ	経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円																											
ロ	認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円																											
④	再計算免除贈与税・相続税額 (①－(②＋③))	円																											
a	認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円																											
b	認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株（ロ・円）																											
c	認可決定日における価額（a×b） (注2)	円																											
※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。																													
関与税理士	電話番号																												

※	通信日付印の年月日	確認印	入 力	確 認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12②- 32 -A 4 統一) (平 29. 6)

改正前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税相続税の再計算免除申請書

税務署 受付印	平成____年____月____日 税務署長 〒_____ 住所_____ 氏名_____ (電話番号_____-_____-_____)印	※欄は記入しないでください。																											
第70条の7第1項 租税特別措置法 第70条の7の2第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 について、 第70条の7の4第1項 第22項 次のとおり同条 第22項 の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。 第13項																													
1 この申請に係る事由の別 認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____ (※ 認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。) <table><tr><td>☐</td><td>①</td><td>民事再生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと</td></tr><tr><td>☐</td><td>②</td><td>会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと</td></tr><tr><td>☐</td><td>③</td><td>民事再生法の規定による更生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号に規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと</td></tr></table>			☐	①	民事再生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと	☐	②	会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと	☐	③	民事再生法の規定による更生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号に規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと																		
☐	①	民事再生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと																											
☐	②	会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと																											
☐	③	民事再生法の規定による更生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号に規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと																											
2 1の事情が生じた年月日 平成____年____月____日																													
3 1の事情の詳細 (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)																													
4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算 <table><tr><td>①</td><td>猶予中贈与税・相続税額 (注1)</td><td>円</td></tr><tr><td>②</td><td>再計算猶予中贈与税・相続税額 (注2)</td><td>円 下表の「特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算」の「認可決定日における価額」欄の価額に基づき再計算をした納税猶予分の贈与税額又は相続税額を記入します。</td></tr><tr><td>③</td><td>剰余金の配当等の額（イ＋ロ） (注3)</td><td>円</td></tr><tr><td>イ</td><td>経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額</td><td>円</td></tr><tr><td>ロ</td><td>認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額</td><td>円</td></tr><tr><td>④</td><td>再計算免除贈与税・相続税額 (①－(②＋③))</td><td>円</td></tr></table> (※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。) 特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算 <table><tr><td>a</td><td>認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額</td><td>円</td></tr><tr><td>b</td><td>認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額</td><td>株（ロ・円）</td></tr><tr><td>c</td><td>認可決定日における価額（a×b） (注2)</td><td>円</td></tr></table>			①	猶予中贈与税・相続税額 (注1)	円	②	再計算猶予中贈与税・相続税額 (注2)	円 下表の「特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算」の「認可決定日における価額」欄の価額に基づき再計算をした納税猶予分の贈与税額又は相続税額を記入します。	③	剰余金の配当等の額（イ＋ロ） (注3)	円	イ	経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円	ロ	認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円	④	再計算免除贈与税・相続税額 (①－(②＋③))	円	a	認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円	b	認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株（ロ・円）	c	認可決定日における価額（a×b） (注2)	円
①	猶予中贈与税・相続税額 (注1)	円																											
②	再計算猶予中贈与税・相続税額 (注2)	円 下表の「特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算」の「認可決定日における価額」欄の価額に基づき再計算をした納税猶予分の贈与税額又は相続税額を記入します。																											
③	剰余金の配当等の額（イ＋ロ） (注3)	円																											
イ	経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円																											
ロ	認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円																											
④	再計算免除贈与税・相続税額 (①－(②＋③))	円																											
a	認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円																											
b	認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株（ロ・円）																											
c	認可決定日における価額（a×b） (注2)	円																											
※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。																													
関与税理士	電話番号																												

※	通信日付印の年月日	確認印	入 力	確 認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12②- 32 -A 4 統一) (平 28. 6)

改正後

(裏)
《 添付書類等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

- 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）
 - 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限ります。）
 - 認可決定日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨
 - 再生計画の認可の決定があった場合にあつては、監督委員又は管財人が選任されている旨
 - 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - 認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の第8第46項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
 - 租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）
 - 申請事由の③の事実が生じた日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限ります。）
 - 申請事由の③の事実が生じた時における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第128条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、(4)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの
- (注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。
(注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第35項の規定により算出した金額を、特例の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等その贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。
(注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。
なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。
(注4) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第23項に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第24項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第70条の7の4第13項に規定する「経営承継承認受贈者」をいいます。
(注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

(裏)
《 添付書類等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

- 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）
 - 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限ります。）
 - 認可決定日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨
 - 再生計画の認可の決定があった場合にあつては、監督委員又は管財人が選任されている旨
 - 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - 認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の第8第46項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
 - 租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）
 - 申請事由の③の事実が生じた日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限ります。）
 - 申請事由の③の事実が生じた時における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第128条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、(4)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの
- (注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。
(注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第35項の規定により算出した金額を、特例の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等その贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。
(注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。
なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。
(注4) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第24項に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第24項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第70条の7の4第13項に規定する「経営承継承認受贈者」をいいます。
(注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

改正前

遺贈を受ける年月日		確定印			納税猶予番号																	
年 月 日																						
贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書					入 力	確 認																
					※	※																
税務署 受付印 平成 年 月 日 税務署長 〒 住所 氏名 (電話番号 - -) 印 相続特別措置法第70条の7の4第1項の規定による相続税の納税の猶予を受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第7項第2号の規定により報告します。 1 特例受贈非上場株式等の贈与を受けた年月日 平成 年 月 日 2 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日 (以下「基準日」といいます。)(注1) 平成 年 月 日 3 2の基準日における猶予中贈与税額 円 4 2の基準日において有する特例相続非上場株式等の数又は金額 株(口・円) 5 認定相続承継会社の明細 <table><tr><td rowspan="2">認定相続承継会社</td><td>名 称</td><td>(変更前)</td></tr><tr><td>本店の所在地</td><td>(変更前)</td></tr></table> 相続税の申告書を提出する日の直前の基準日まで終了する各事業年度における総収入金額(注2) <table><tr><td>直前の事業年度</td><td>2期前の事業年度</td><td>3期前の事業年度</td></tr><tr><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table> 認定相続承継会社が商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、株式交換若しくは株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合又は解散の事実がある場合には、その事由 <table><tr><td>事 由</td><td></td></tr></table> <table><tr><td>基準日における資本金の額又は出資の総額</td><td>円</td></tr><tr><td>基準日における準備金の額</td><td>円</td></tr></table> 関与税理士 電話番号						認定相続承継会社	名 称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)	直前の事業年度	2期前の事業年度	3期前の事業年度	円	円	円	事 由		基準日における資本金の額又は出資の総額	円	基準日における準備金の額	円
認定相続承継会社	名 称	(変更前)																				
	本店の所在地	(変更前)																				
直前の事業年度	2期前の事業年度	3期前の事業年度																				
円	円	円																				
事 由																						
基準日における資本金の額又は出資の総額	円																					
基準日における準備金の額	円																					

(資12②) - 28 - A4統一)

遺贈を受ける年月日		確定印			納税猶予番号																	
年 月 日																						
贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書					入 力	確 認																
					※	※																
税務署 受付印 平成 年 月 日 税務署長 〒 住所 氏名 (電話番号 - -) 印 相続特別措置法第70条の7の4第1項の規定による相続税の納税の猶予を受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第7項第2号の規定により報告します。 1 特例受贈非上場株式等の贈与を受けた年月日 平成 年 月 日 2 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日 (以下「基準日」といいます。)(注1) 平成 年 月 日 3 2の基準日における猶予中贈与税額 円 4 2の基準日において有する特例相続非上場株式等の数又は金額 株(口・円) 5 認定相続承継会社の明細 <table><tr><td rowspan="2">認定相続承継会社</td><td>名 称</td><td>(変更前)</td></tr><tr><td>本店の所在地</td><td>(変更前)</td></tr></table> 相続税の申告書を提出する日の直前の基準日まで終了する各事業年度における総収入金額(注2) <table><tr><td>直前の事業年度</td><td>2期前の事業年度</td><td>3期前の事業年度</td></tr><tr><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table> 認定相続承継会社が商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、株式交換若しくは株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合又は解散の事実がある場合には、その事由 <table><tr><td>事 由</td><td></td></tr></table> <table><tr><td>基準日における資本金の額又は出資の総額</td><td>円</td></tr><tr><td>基準日における準備金の額</td><td>円</td></tr></table> 関与税理士 電話番号						認定相続承継会社	名 称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)	直前の事業年度	2期前の事業年度	3期前の事業年度	円	円	円	事 由		基準日における資本金の額又は出資の総額	円	基準日における準備金の額	円
認定相続承継会社	名 称	(変更前)																				
	本店の所在地	(変更前)																				
直前の事業年度	2期前の事業年度	3期前の事業年度																				
円	円	円																				
事 由																						
基準日における資本金の額又は出資の総額	円																					
基準日における準備金の額	円																					

(資12②) - 28 - A4統一)

改正後

改正前

(裏)

《 この報告書の提出をする必要のある方 》

非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(相続特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けようとする経営相続承継受贈者(相続特別措置法第70条の7の4第2項第3号に定める者をいいます。)が、特例受贈非上場株式等に係る贈与者(注3)の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5月(贈与者が経営相続承継受贈者に係る相続特別措置法第70条の7第2項第5号の5年を経過する日の翌日以後に死亡した場合には3月)を経過する日が贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。

- (注1) 「経営相続報告基準日」とは、相続特別措置法第70条の7の4第2項第6号に定める日をいいます。
- (注2) 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が経営相続承継期間(相続特別措置法第70条の7の4第2項第5号に定める期間をいいます。)の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。)のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、経営相続承継期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。
- なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の相続特別措置法第70条の7第2項第7号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。
- (注3) 経営相続承継受贈者の相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与が同条第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に特例受贈非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした同条第2項第3号に規定する経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者にその特例受贈非上場株式等の贈与をした者をいいます。

(裏)

《 この報告書の提出をする必要のある方 》

非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(相続特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けようとする経営相続承継受贈者(相続特別措置法第70条の7の4第2項第3号に定める者をいいます。)が、特例受贈非上場株式等に係る贈与者(注3)の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5月(贈与者が経営相続承継受贈者に係る相続特別措置法第70条の7第2項第5号の5年を経過する日の翌日以後に死亡した場合には3月)を経過する日が贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。

- (注1) 「経営相続報告基準日」とは、相続特別措置法第70条の7の4第2項第6号に定める日をいいます。
- (注2) 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が経営相続承継期間(相続特別措置法第70条の7の4第2項第5号に定める期間をいいます。)の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。)のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、経営相続承継期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。
- なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の相続特別措置法第70条の7第2項第7号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。
- (注3) 経営相続承継受贈者の相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与が同条第16項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に特例受贈非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした同条第2項第3号に規定する経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者にその特例受贈非上場株式等の贈与をした者をいいます。

改正後

改正前

災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書

税務署
受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒
住所

氏名 電話

第 70 条の 7 第 30 項
租税特別措置法 第 70 条の 7 の 2 第 31 項 の規定の適用を受けたいので
第 70 条の 7 の 4 第 16 項 認定贈与承継会社
認定承継会社 が、
認定相続承継会社

次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。

1 災害等により被害を受けた会社に関する事項

① 名 称	③ 対象となる会社の種別	☐ 認定贈与承継会社 ☐ 認定承継会社 ☐ 認定相続承継会社
② 本店の 所在地	④ 特例対象の非上場株式 等の取得年月日 ※	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)

※ ③が「認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。

2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様

次の場合の区分に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の 30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

確 認 事 項	① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日
	② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時点における総資産 の価額	円
	③ 災害により減失をした資産の価額の合計額 (注) 1 減失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ロに規定する特定資産を含みません。	円
	④ (③÷②×100)	30%以上で あれば適用可 → %

(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の 20%以上である場合（上記
(1)に該当する場合を除きます。）

確 認 事 項	① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日
	② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
	③ 災害により減失又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の 前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後 6 か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が 本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
	④ (③÷②×100)	20%以上で あれば適用可 → %

(3) 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号又は第 2 号のいずれかの事由に該当し、特定日以後 6 か月間の売上金額が前年同期間
の売上金額の 70%以下である場合（上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。）

確 認 事 項	① 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項の該当事由(1号・2号)及び特定日 ^(注) (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号の事由が発生した日又は同項第 2 号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日をいいます。	☐ 1 号該当 ☐ 2 号該当 特定日：平成 年 月 日
	② 特定日の 1 年前の日から同日以後 6 か月を経過する日までの間における売上金額	円
	③ 特定日から特定日以後 6 か月を経過する日までの間における売上金額	円
	④ (③÷②×100)	70%以下で あれば適用可 → %

(4) 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 3 号又は第 4 号のいずれかの事由に該当し、特定日以後 6 か月間の売上金額が前年同期間
の売上金額の 70%以下である場合（上記(1)、(2)又は(3)に該当する場合を除きます。）

確 認 事 項	① 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項の該当事由（3号・4号）及び特定日 ^(注) (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 3 号又は第 4 号の経済産業大臣の指定 する事由が発生した日をいいます。	☐ 3 号該当 ☐ 4 号該当 特定日：平成 年 月 日
	② 特定日の 1 年前の日から同日以後 6 か月を経過する日までの間における売上金額	円
	③ 特定日から特定日以後 6 か月を経過する日までの間における売上金額	円
	④ (③÷②×100)	70%以下で あれば適用可 → %

※ 上記(3)又は(4)に該当する場合には、今後各年の売上割合及び雇用割合を税務署に届け出る必要があります。

関与税理士 電話番号

(資 12②-33-2-A 4 統一) (29.4)

(新規)

改正後

改正前

(新規)

＜裏面＞

《記載要領等》

1 届出をする必要のある方

この届出書は、認定贈与承継会社、認定承継会社又は認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7第30項、第70条の7の2第31項、第70条の7の4第16項の規定の適用を受けようとするときに、これらの規定の適用を受けたい旨及び財務省令で定める事項を記載し、郵付書類とともに税務署長に届け出るために使用します。

届出書の2①の「災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30％以上である場合」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限りす。以下同じです。）内において、措置法第70条の7第3項第2号（第70条の7の2第3項第2号、第70条の7の4第3項）の雇用が確保されているものとする一定の数を下回ったとき（以下「雇用確保要件を満たさなくなったとき」といいます。）、及び措置法第70条の7第3項第9号（第70条の7の2第3項第9号、第70条の7の4第3項）の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなったとき（以下「資産管理会社非該当要件を満たさなくなったとき」といいます。）であっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の2②の「災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20％以上である場合（上記①に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、その災害によって被害を受けた事業所の雇用確保要件（災害によって被害を受けた事業所以外の事業所等の雇用確保要件は通常どおり満たす必要があります。）及び資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の2③の「中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70％以下である場合（上記①又は②に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、雇用確保要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の2④の「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70％以下である場合（上記①、②又は③に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、雇用確保要件及び資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

（注）1 「認定贈与承継会社」とは措置法第70条の7第2項第1号に規定する会社を、「認定承継会社」とは措置法第70条の7の2第2項第1号に規定する会社を、「認定相続承継会社」とは措置法第70条の7の4第2項第1号に規定する会社をいいます。

2 「経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7第2項第6号（第70条の7の2第2項第6号、第70条の7の4第2項第5号）に規定する経営（贈与・相続）承継期間をいいます。

3 「（贈与）特定期間」とは、次の期間をいいます。

① 災害が発生した日が経営（贈与・相続）承継期間内である場合には、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から災害等が発生した日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間をいいます。なお、最初の経営（贈与・相続）報告基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、当該経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間をいいます。

② 災害が発生した日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該災害が発生した日の直前の特定基準日（経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過することの日をいいます。）の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間をいいます。なお、最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間をいいます。

4 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、措置法第70条の7第2項第7号（第70条の7の2第2項第7号、第70条の7の4第2項第6号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

売上割合の平均値	雇用割合の平均値
70％未満	0％
70％以上100％未満	40％
100％以上	80％

5 雇用確保要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合の平均値」が、同表の「売上割合の平均値」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合	雇用割合
70％未満	0％
70％以上100％未満	40％
100％以上	80％

資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

2 届出期限

(1) 非上場株式等を贈与により取得した場合：災害等の発生した日から10か月を経過する日

(2) 非上場株式等を相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した場合

イ 災害等の発生した日前に相続等があったとき：災害等の発生した日から10か月を経過する日

ロ 災害等の発生した日から同日以後1年を経過する日までに相続等があったとき：相続税の申告書の提出期限

3 書き方等

(1) 「1 災害等により被害を受けた会社に関する事項」

災害等により被害を受けた会社について、その名称、会社の種別、本店の所在地、特例対象の非上場株式等の取得年月日等について記載してください。

(2) 「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」

災害等により被害を受けた会社の被害の態様に応じた①から④のいずれかの「確認事項」欄を記載してください。

4 添付書類

「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の①から④に応じて次のいずれかの書類を提出してください。

	添付書類	チェック欄
(1)	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第3項の確認書（同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写し	☐
(2)	円滑化省令第13条の2第3項の確認書（同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写し	☐
(3)	円滑化省令第13条の2第3項の確認書（同条第1項第3号又は第4号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写し	☐
(4)	円滑化省令第13条の2第3項の確認書（同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写し	☐

（注）「非上場株式等についての納税猶予の贈与・相続税の免除申請書（災害等免除）」とこの届出書を一緒に提出する場合において、既にこの届出書を提出したことがあるときは、この届出書の郵付書類を重ねて提出する必要はありません。

改正後

改正前

(新規)

3 寄附財産の明細及び使用目的等

- (1) 寄附財産についての確認

次の(2)の寄附財産について、寄附を受けた法人の区分に応じて、該当する口にレ印を記入してください。

公益社団法人・公益財団法人

→

☐

寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第3号イに規定する不可欠特定財産として同号イに規定する定款の定めを設けることとします。

学校法人

→

☐

寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第3号ロに規定する方法により管理することとします。

社会福祉法人

→

☐

寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第3号ハに規定する方法により管理することとします。

第3表（承認特例用）

(2) 寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）							
番	号		1	2	3	4	5
種	類						
細目（地目・構造、銘柄等）							
所 在 地							
数 量（ 面 積 等 ）							
贈与又は遺贈した財産の価額		①					
贈与又は遺贈した財産の 取得年月日			・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取 得 費	概 算 取 得 費 に よ り	取得価額・設備費・ 改良費	②				
		償 却 費 相 当 額	③				
		差 引 計（②－③）	④				
		概算取得費による場合 （①×5%）	⑤				
	譲 渡 に 要 し た 費 用		⑥				
	計（④＋⑥）又は（⑤＋⑥）		⑦				
差 引 金 額（①－⑦）		⑧					
申 請 の 場 合 代 表	代表者以外の申請者の氏名						
	代表者以外の申請者の持分						
使 用 目 的 等	使用開始（予定）年月日		開 始・予 定	開 始・予 定	開 始・予 定	開 始・予 定	開 始・予 定
	使 用 目 的						

寄附財産がやむを得ない事情により譲渡された場合には、第3表－付2の所定の事項を記載してください。

(資13-1-5-3-A4統一)(29.4)

改 正 後	改 正 前
〔第3表（承認特例用）の記載要領等〕 《記載要領》 1 「（1）寄附財産についての確認」については、この表の「（2）寄附財産の明細及び使用目的等」に記載する寄附財産について、寄附を受けた法人の区分に応じて、該当する□にレ印を記入してください。 2 「（2）寄附財産の明細及び使用目的等」の記載に当たっては、次の点に留意してください。 （1）譲渡所得の基因とならない財産（例えば、現金・預貯金等）については、記載を要しません。 （2）土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、土地及び建物以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。 （3）土地及び建物以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を明記して添付していただいても差し支えありません。 （4）「使用開始（予定）年月日」欄には、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用開始した年月日を記載してください。 （5）「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」や「〇〇施設用地」等のように具体的に記載してください。 （6）共同提出の代表者が記載する場合には、代表者以外の人の寄附財産についても同様に記載し、各人の持分を記載してください。 《添付書類》 1 寄附申込書の写し 2 寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について不可欠特定財産とすること又は基本金に組み入れることを決定した旨並びに当該決定に係る事項の記載のある理事会の議事録（議事録に当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額などの事項が記載されていない場合は、寄附を受けた法人から交付を受けた当該事項が記載された書類を含みます。）の写し 3 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産の鑑定評価書の写し、美術品の鑑定書等） 4 寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等） 5 寄附財産が土地の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその土地の登記事項証明書等（農地の場合には、農地転用許可書の写しを含みます。）、②利用状況を示した公図の写し又は地番入実測図、その土地を中心とした見取図（隣接した土地の利用者の記載された住宅案内図等） 6 寄附財産が建物の場合には、寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその建物の登記事項証明書等 7 寄附財産が美術品の場合は、寄附した美術品のうち主要なもののカラー写真	(新規)

（新規）

改正後

改正前

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書

平成____年____月____日

〔寄附を受けた法人〕所在地_____

名称_____理事長 殿

租税特別措置法第 40 条の非課税承認申請書を提出する申請者（一同）は、貴法人に財産の寄附をした下記の者が、貴法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 7 項）に該当しないことを誓約します。

住 所	氏 名
〒	
〒	
〒	
〒	
〒	
〒	
〒	

証
明
書

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書

国 税 庁 長 官 殿

当法人に財産の寄附をした上記の方が、当法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 7 項）に該当しないことを、当法人において確認しました。

平成____年____月____日

〔寄附を受けた法人〕所在地_____

名 称 _____

代表者名 _____ 印

(連絡先) 氏 名 _____

(資 13-41- 1 - A 4 統一)

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及びその親族等に該当しない旨の誓約書

平成____年____月____日

〔寄附を受けた法人〕住 所 _____

名 称 _____理事長 殿

租税特別措置法第 40 条の非課税承認申請書を提出する申請者（一同）は、貴法人に財産の寄附をした下記の者が、貴法人の役員等及びその親族等（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 7 項）に該当しないことを誓約します。

住 所	氏 名
〒	
〒	
〒	
〒	
〒	
〒	
〒	

証
明
書

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及びその親族等に該当しないことを確認した旨の証明書

国 税 庁 長 官 殿

当法人に財産の寄附をした上記の方が、当法人の役員等及びその親族等（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 7 項）に該当しないことを、当法人において確認しました。

平成____年____月____日

〔寄附を受けた法人〕住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____ 印

(連絡先) 氏 名 _____

電話番号 _____

(資 13-28-A4-統一)

改正後

税務署 受付印	
税の更正の請求書	
税務署長	(前納税地 _____) 〒 _____ 住所又は 所在地 _____ 納税地 _____ フリガナ 氏名又は 名称 _____ 印 個人番号又は法人番号 _____ (法人等の場合) 代表者等氏名 _____ 印 職業 _____ 電話番号 _____
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日提出	
1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由 の生じたことを知った日 ____ 年分 _____ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
2. 申告又は通知に係る課税標準、税額及び更正後の課税標準、税額等 次葉のとおり	
3. 添付した書類 _____ _____ _____	
4. 更正の請求をする理由 _____ _____ _____	
5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項 _____ _____ _____	
6. 還付を 受けよ うとす る銀行 等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号 _____ 2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____ 3 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合 _____
関与税理士 _____ 印 電話番号 _____	
税理 所 印 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	捺印者印 _____ 整理簿 _____ 整理番号 _____ 名簿番号 _____ 番号確認 _____ 身元確認 _____ 確認番号 _____ 記入番号カード / 通知カード・通知免許証 その他() _____ ☐ 済 ☐ 未済

(資 15-1-1-A4 統一)

改正前

税務署 受付印	
税の更正の請求書	
税務署長	(前納税地 _____) 〒 _____ 住所又は 所在地 _____ 納税地 _____ フリガナ 氏名又は 名称 _____ 印 個人番号又は法人番号 _____ (法人等の場合) 代表者等氏名 _____ 印 職業 _____ 電話番号 _____
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日提出	
1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由 の生じたことを知った日 ____ 年分 _____ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
2. 申告又は通知に係る課税標準、税額及び更正後の課税標準、税額等 次葉のとおり	
3. 添付した書類 _____ _____ _____	
4. 更正の請求をする理由 _____ _____ _____	
5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項 _____ _____ _____	
6. 還付を 受けよ うとす る銀行 等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号 _____ 2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____ 3 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合 _____
関与税理士 _____ 印 電話番号 _____	
※通債日付印年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	※確認者印 _____ ※整理簿 _____ ※番号確認 _____ ※身元確認 _____ ※確認番号 _____ 記入番号カード / 通知カード・通知免許証 その他() _____ ☐ 済 ☐ 未済

(資 15-1-1-A4 統一)

改正後

書 き か た

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 見出しの「 税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「相続 税」又は「贈与 税」と記入してください。
- 3 「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。
- なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。
- 4 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。
- なお、法人等の場合は、「代表者等氏名」欄に法人等の代表者等の氏名も併せて記入してください。
- 5 「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号(12桁)を、法人等の場合は法人番号(13桁)を記入してください。
- なお、この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- 6 「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。
- (例) 平成〇〇年分相続税申告書 平成〇〇年〇月〇日提出
平成〇〇年分相続税決定通知書 平成〇〇年〇月〇日遺産分割
- 7 「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。
- (例) 相続税の課税価格のうち、〇〇市〇〇町〇番地所在の家屋について〇〇、〇〇〇円の評価誤りがあった。
- 8 「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。
- 9 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。
- 預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)に還付金が直接振り込まれ、大変便利です。是非ご利用ください。
- (1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してください。
- (2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。
- (3) 郵便局等の窓口で受取を希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。
- (注) この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があります。

改正前

書 き か た

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 見出しの「 税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「相続 税」又は「贈与 税」と記入してください。
- 3 「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。
- なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。
- 4 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。
- なお、法人等の場合は、「代表者等氏名」欄に法人等の代表者等の氏名も併せて記入してください。
- 5 「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号(12桁)を、法人等の場合は法人番号(13桁)を記入してください。
- なお、この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- 6 「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。
- (例) 平成〇〇年分相続税申告書 平成〇〇年〇月〇日提出
平成〇〇年分相続税決定通知書 平成〇〇年〇月〇日遺産分割
- 7 「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。
- (例) 相続税の課税価格のうち、〇〇市〇〇町〇番地所在の家屋について〇〇、〇〇〇円の評価誤りがあった。
- 8 「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。
- 9 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。
- 預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)に還付金が直接振り込まれ、大変便利です。是非ご利用ください。
- (1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してください。
- (2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。
- (3) 郵便局等の窓口で受取を希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。
- (注) この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があります。

